

オーストラリアにおける事業活動

入門ガイド

2008年版

目次

オーストラリアの紹介	2
オーストラリアにおける外国投資	7
企業体の概要	14
オーストラリア証券取引所 (ASX)	21
ビジネス目的のビザおよび移住	25
法人に対する課税	28
物品サービス税 (GST)	33
個人に対する課税	37
オーストラリアの雇用法の概要	40
知的財産	50
消費者保護法	54
反トラストおよび競争法	56
オーストラリアの環境法	58
PricewaterhouseCoopers Legal について	61

オーストラリアの紹介

面積と人口

オーストラリアは、世界で6番目に大きな国であり、面積は約770万km²です。その広大な大陸は、南北約3,700km、東西約4,000kmに広がっています。

オーストラリアには6つの州と2つの特別地域があります。

- オーストラリア首都特別地域(オーストラリアの首都キャンベラを含む)
- ニューサウスウェールズ州(オーストラリア最大の都市シドニーを含む)
- ノーザンテリトリー(北部準州)
- クイーンズランド州
- 南オーストラリア州
- タスマニア州
- ビクトリア州
- 西オーストラリア州

2007年、オーストラリアの総人口は2,000万人を超えました。

オーストラリア人の生活文化

オーストラリアは世界で最も生活文化の高い国の1つであり、平均寿命は女性が83.5歳、男性が78.5歳となっています。物価の低さ、住宅費の安さ、広範な医療費給付および世界最高レベルの教育および社会制度などにより、オーストラリアには海外駐在員と家族が多数暮しています。世界の都市に関する調査では、常に、シドニーは優れた生活文化を提供していると評価されています¹。

資源と気候

産業国であるオーストラリアは豊富な鉱物資源と農業資源に恵まれているほか、気候もおそらく世界で最も過ごしやすいと言えます。オーストラリアは南半球に位置しているため、12月～2月が夏、6月～8月が冬となります。オーストラリアの北部では、夏は暑く、11月から3月にかけて雨が降ります。全国的に1月には平均気温は28℃を超え、乾燥します。南部の州では、7月の平均気温が16℃と、冬は穏やかです。

多文化的コミュニティ

元々、土着のオーストラリア人が暮していた土地が、18世紀に英国の流刑地となったため、オーストラリアは多様な多文化国家となっています。オーストラリアでは合わせて200種類を超える言語や方言が話されており、その中には50以上の先住民族の言語もあります。オーストラリアには200を超える国の出身者が暮しており、その多様性に関しては国際的にも羨望の的となるほどの評価を得ています。

¹ マーサー・ヒューマン・リソース・コンサルティングによる 2007 年の世界の住みやすい都市ランキング

確実性と安全性

オーストラリアの法律制度は、コモンローと制定法を組み合わせたもので、英国やその他のイギリス連邦諸国、および一部のヨーロッパ諸国の法律制度と似ています。オーストラリアで適用されているコモンローの伝統では、司法の独立が尊重され、重視されています。裁判所の決定は、正当な法の手続に準拠しており、最も一般的な法律の文脈において下されます。したがって契約の約定は、法の支配と司法の独立性によって保護されることとなります。国内企業、外国企業および個人は、法の下では同じ立場となります。

規制の枠組み

オーストラリア政府(以下「政府」)は、金融市場の発展に対応するための規制の枠組みの必要性を認識しています。2001年、政府は市場の統合性と投資家の保護を維持しつつ、規制を合理化することを目指し、オーストラリアの会社法の大幅な改正を完了させました。

オーストラリア準備銀行(以降「準備銀行」)は、一般的な権限と免責を認めることにより、(1959年の銀行法の下で施行された)1959年の銀行(外国為替)規制(以下「規制」)のほとんどの条項を、事実上停止しました。規制の内容は、依然としてケースバイケースで潜在的なエクスポージャーを回避する目的において考慮されているようですが、準備銀行は概ね、為替管理は事実上廃止されたものと捉えています。

オーストラリアの経済

オーストラリアの経済は世界で最も堅調で競争力があり、オープンかつフレキシブルなものです。

過去15年間でオーストラリアの生活水準は大幅に向上し、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本、ロシアおよび英国を凌ぐまでになりました²。

オーストラリアの経済は、1990年以降(平均で)年間約3.3%の成長を遂げてきました。2006年のオーストラリアの国内総生産は、金額ベースで約1兆豪ドルでした。

オーストラリアでは、堅調な経済成長が続く一方でインフレが低く抑えられています。過去15年間のインフレ率は平均2.5%で安定しています。

オーストラリアの失業率は1992年の約11%から、2007年には5%未満にまで大幅に低下しました。これは1970年代以来、最も低い水準です³。

豊かな国内市場

オーストラリアは、アジア太平洋地域において、日本、中国および韓国に次ぐ経済大国の1つです。中国は、オーストラリア最大の貿易相手国です。

オーストラリアのタイムゾーンは米国の営業終了時間からヨーロッパの営業開始時間の間にまたがっています⁴。

² 経済協力開発機構による 2006 年経済調査

³ 詳細は www.dfat.gov.au をご覧ください。

⁴ Axiss Australia、Australia: The new centre of global finance(オーストラリア:世界的経済の新たな中心)

事業展開にふさわしい場所

多国籍企業は、ダイナミックなアジア太平洋地域をターゲットとする地域統括本社設立においてオーストラリアが最善のビジネスケースを象徴していると考えています。

オーストラリアの主なビジネスの中心地としては、シドニー（ニューサウスウェールズ州）、メルボルン（ビクトリア州）、ブリスベン（クイーンズランド州）およびパース（西オーストラリア州）が挙げられます。オーストラリアの一等地の事務所スペースは、先進国の中では最も安価であり、世界の中でも最も競争力のある価格となっています⁵。オーストラリアの電気通信費は、地域内で最も安価です。

政府は、過去10年間で輸入品への関税を半分以上に削減することにより、自由市場のメリットを認識してきました。企業にとってこれは、投入原価の低減と生産性および効率性の向上を意味します。また、税制の変更は、特に輸出業者にとって大幅な事業コストの削減につながりました。たとえば、法人税率が36%から30%に引き下げられましたが、これは、OECD諸国の中で最も低い税率です。30%というオーストラリアの法人税率は、他の経済地域と比べても非常に競争力のあるもので、米国、中国、日本、ドイツ、フランスおよびインドではこれよりも高い税率が適用されています。

オーストラリアは、アジア太平洋地域における主要な経済の中心地です。オーストラリアは地域で2番目に大きな株式市場であり、その株式取引は、時価総額では地域内で日本に次いで3番目となっています。シドニー先物取引所は、地域最大の金融先物およびオプション取引市場です。オーストラリアとアジア太平洋地域全体の市場との提携により、企業に提供される地域内の包括的な金融サービスはさらに増えています⁶。

オーストラリアは、中心部にある一等地のビジネス街の事務所スペースから、都市部の工場スペースおよび工場用地、輸送インフラおよび低コストの公共サービスなど、あらゆる分野の企業のニーズにとって真のコスト優位性を提供しています。

オーストラリアには、法の支配と規制制度が行き渡っており、民主主義の確固たる伝統が根付いています。

労働力

オーストラリアは、高度な教育を受け、優れたスキルを持つマルチリンガルの労働力を提供し続けています。オーストラリアには、包括的な教育研修制度があり、オーストラリア人労働者の約50%がTertiary Qualification（高等教育）を所有しています。オーストラリア人は、人口の約15%が英語以外の言語を話すなど、多様な言語スキルも有しています⁷。

オーストラリアの教育

オーストラリアの教育制度は、世界で最も高い水準となっています。識字率が99%のオーストラリアでは、投資家は、高度な教育水準とスキルを有しコンピューターに精通した労働力を得ることができます。

⁵ 世界事務所入居費用調査 2004 年

⁶ Axiss Australia, Australia: The new centre of global finance(オーストラリア:世界的経済の新たな中心)および www.asx.com.au

⁷ Axiss Australia, Australia: The new centre of global finance(オーストラリア:世界的経済の新たな中心)

オーストラリアは、過去50年間に渡る積極的な移民計画が奏功した、人種の調和のとれた社会です。2005年6月の時点で、海外出身者が人口の4人にほぼ1人を占めていました。海外出身者のうち、30.8%がヨーロッパ北西部出身、17.3%がヨーロッパ南部・東部出身、および12.7%が東南アジア出身となっています⁸。

⁸ www.immi.gov.au

オーストラリアにおける外国投資

外国投資 — はじめに

政府は、地域社会の利益に合致する外国投資を歓迎、奨励しています。オーストラリアの外国投資の審査過程には透明性があり、非常にリベラルです。政府には、事前通告が必要で国益に反すると判断された申請を差し止める権限があります。

外国投資審査委員会(FIRB)は、オーストラリアに直接投資しようという外国企業による提案を審査し、政府に対して、政府の外国投資政策に基づく承認に適合しているかどうか、およびそれらの提案が1975年の外資買収法(連邦法)(FATA)に準拠しているかどうかについて勧告を行う設立根拠法を有しない政府機関です。

FIRBは、オーストラリアの外国投資政策のガイドラインに関する情報提供も行っています。また、必要に応じて外国の投資家に対し、政府の政策へ確実に準拠するためのガイダンスも行います。

外国人投資家

オーストラリアの外国投資に関する法律および政策は、外国人投資家による投資案件に適用されます。外国人投資家とは、以下のように定義されています。

- 通常オーストラリアに居住していない自然人
- 通常オーストラリアに居住していない自然人または外国の法人が支配持分を保有している法人
- 2名(社)以上の、通常オーストラリアに居住していない自然人または外国の法人が、集散的に支配持分を保有している法人
- 通常オーストラリアに居住していない自然人または外国の法人が実質的な持分を保有する信託財産の受託者
- 通常オーストラリアに居住していない自然人または外国の法人が複数で、集散的に実質的な持分を保有する信託財産の受託者

大口外国人投資家

単一の外国人(および関係者)が企業の事業または信託の15%以上の持分を保有している場合、あるいは複数の外国人(および関係者)が集散的に企業、事業または信託の持分の40%以上を保有している場合に、大口外国投資家が存在すると見なされます。

事前承認の必要な投資

FATAまたは外国投資政策の対象となり、FIRBの承認が必要となる投資申請は、以下の通りです。

- 資産総額が1億豪ドルを超える既存のオーストラリア企業の株式の取得、または企業に対する提示金額が1億豪ドルを超える場合。米国の投資家に対しては、異なる免除基準が適用されます。つまり所定のセンシティブ部門に対する投資または、米国政府が管理する事業体による投資の場合は1億豪ドル、その他に関しては、8億7,100万豪ドルという基準が適用されません。
- 1億豪ドル以上の価値があるオーストラリア企業の資産の取得。米国の投資家に対する基準は、上記株式取得の条件と同じです。
- 総投資額1,000万豪ドル以上となる新規事業立ち上げの案件。米国の投資家による場合は、

米国政府の管理下にある事業体の場合を除き、通知の必要はありませんが、その他の政策要件の対象になります。

- 2億豪ドルを超えるオーストラリアの子会社または資産を持ち、それが全世界の資産の50%に満たない外国企業のオフショア買収。米国の投資家に関しては、所定のセンシティブ部門か、米国政府が管理する事業体が関連するオフショア買収(適用基準は2億豪ドル)を除いて上述の8億7,100万豪ドルという基準が適用されます。
- 規模に関わらず、外国政府またはその省庁による直接投資。

以下を含む都市部の土地に関する持分(リース、資金調達および利益分配契約によって生じる持分を含む)の取得

- 開発済みの非居住用商業用不動産。資産が保護規定対象であり、価値が500万豪ドル以上で取得者が米国の投資家以外である場合
- 開発済みの非居住用商業用不動産。資産が保護規定対象ではなく、価値が5,000万豪ドル以上の場合(米国の投資家の場合は8,700万豪ドル)
- 宿泊施設(価値は関係なし)
- 都市部の更地(価値は関係なし)
- 居住用不動産(価値は関係なし)
- オーストラリア都市部の不動産を保有する会社における株式あるいはユニット、または信託財産(価値は関係なし)
- 届出義務について疑問が存在するあらゆる案件(準株式の特徴を持つ債務を含む資金調達は、直接外国投資として扱われます)

センシティブ部門

地域社会の懸案事項や国益に反する問題の影響を受けるよりセンシティブな産業部門への投資には、制限が設けられます。居住用不動産、銀行業務、メディア、電気通信、海運、民間航空および空港などの部門に対する外国投資には、特定の制限が適用されます。通常、これらのカテゴリーには、その他の行政部門あるいは利害関係者が審査プロセスに関わるか、申請評価の主管となる部門が含まれます。

オーストラリア-米国間の自由貿易協定(AUSFTA)

AUSFTAは2005年1月1日に施行され、オーストラリアが結んだ二国間経済協定の中で最も重要なものと考えられています。オーストラリアにおける外国投資を目的とする米国の投資家とは、以下を指します。

- 米国民あるいは米国の永住者
- 米国の企業
- 米国にあり、当地で事業を展開している事業体の支社

上述の通り、オーストラリアにおける投資に関しては、米国の投資家に対しては異なる金額の基準が適用されています。

AUSFTAの対象となる米国の投資家にとっては、投資案件に対して特別な政府のガイドラインお

よび監視が適用される所定のセンシティブ部門が存在しています。センシティブ部門とは、以下の通りです。

- メディア
- 電気通信
- 輸送(空港、港湾施設、鉄道インフラ、国際航空および国内航空、ならびにオーストラリア国内で運航する、あるいはオーストラリアを発着点とする海運業を含む)
- 研修または人材の提供、あるいは、オーストラリア国防軍またはその他の国防軍に対する物品、機器類あるいは技術の製造または供給
- 軍事目的で利用できる物品、機器類あるいは技術の製造または供給
- 暗号化およびセキュリティ技術、ならびに通信システムに関連するサービスの開発、製造もしくは供給、または提供
- ウランまたはプルトニウムの抽出(または抽出権の保持)、あるいは核施設の運営

これらの部門における買収には、FATAに基づき異なる基準が適用されます。

都市部の土地

政府は、都市部の土地に関連する特別政策を設けており、都市部の土地の取得の案件が免除項目に該当しない場合は、外国人投資家は投資案をFIRBに届け出なくてはなりません。

都市部の土地とは、オーストラリア国内における農地以外のすべての土地を指します。農地とは、全体が実質的な一次生産事業の遂行のために専属的に使用されている土地のことを指します。オーストラリアの都市部の土地における持分とは、以下の項目を指します。

- オーストラリアの都市部における法律上あるいは衡平法上の持分。ただし、リースまたはライセンスに基づく利権あるいはユニット型信託財産におけるユニットの持分は含まれません。
- オーストラリアの都市部の土地を保有する会社の株式における持分、すなわち所有者にその土地に共同住宅や戸建などの住居施設を占有する権利を認める持分です。
- オーストラリアの都市部の土地に居住する権利を付与するリースまたはライセンスにおける賃借人またはライセンシーとしての持分で、リースまたはライセンスの期間が(延長も含め)持分取得時で概ね5年以上のもの
- オーストラリアの都市部の土地の利用または取引によって得られる利益または収入の分配に関わる契約における持分
- オーストラリアの都市部の不動産保有会社の株式における持分
- オーストラリアの都市部の不動産保有の信託のユニットの持分
- オーストラリアの都市部の不動産保有信託の受託者が会社の場合は、その法人の株式における持分

承認プロセス

オーストラリアの財務大臣は、FIRBが外国投資申請に関し、外国投資政策に合致しているか、および何らかのセンシティブな問題が含まれていないか(ほとんどが不動産関係の案件)についての判断を下す権限を認めています。

申請は、外国投資政策およびFATAの要件に準拠しているかどうかの審査を受けます。申請のほとんどが承認されますが、財務大臣はFATAの下で国益に反する申請を差し止めたり、承認に条件を課したりする権限を有します⁹。

ほとんどの場合、承認は法定の通知を受領後から30日以内に下され(さらに、FIRBが申請当事者にその決定を通告するための10日間が設けられています)。FIRBは、必要に応じてこの期間をさらに90日間延長することが可能です¹⁰。

国益

ほとんどの業界分野において、少額の投資申請はFATAや外国投資政策における通知対象から除外されます。また、多額の申請も、オーストラリアの国益に反すると判断されない限り承認されます。FIRBによる審査プロセスでは、多額あるいはよりセンシティブな外国投資申請案が国益に反していないかどうかを判断する上で、利害関係者やその他の行政部門からのコメントを集めることが認められています。

FATAには、国益の定義が含まれていません。したがって政府は、地域社会が広く共有する懸案事項に照らして、オーストラリアの国益に反するものを判断しています。

外国投資申請が国益に反するかどうかを判断する際には、以下のような要因が検討されると考えられます。

- 投資申請が外国投資政策に概説されている要件を満たしているか
- 既存の政府の政策および法律
- 国家の安全保障上の利益
- 経済発展¹¹

申請の評価においてFIRBは、オーストラリアにおける外国投資家の業務の吟味のための明確かつシンプルな審査プロセスを採っています。この結果、外国人投資家がオーストラリアでの活動を拡大する際に、善良な企業市民としてオーストラリアでの事業展開を行うことへの政府による奨励が可能となります。¹²

⁹ FIRB アニュアルレポート 2005-2006

¹⁰ www.firb.gov.au および FIRB アニュアルレポート 2005-2006

¹¹ FIRB アニュアルレポート 2005-2006

¹² Summary of Australia's Foreign Investment Policy (オーストラリアの外国投資政策の概要)、2007年4月、<http://www.firb.gov.au>

承認のフォロー

政府の外国投資政策の下での承認は通常、特定の取引に対して、その取引が適時に完了することが見込まれている場合にのみ与えられます。

下記の場合には、当該取引の更なる承認をFIRBIに申請する必要があります。

- 承認済取引が承認時点で進められていない場合
- 後日、関係当事者が新たな契約を締結する場合
- 取引が12カ月以内に決済されない場合

申請内容に、株式、資産または不動産の取得に関するオプション契約が含まれる場合は、オプションの取得において事前承認が必要です。通常は、承認の12カ月以内にオプションが行使される場合、これらのオプションの行使も承認に含まれます。次年度からのオプションの行使については、毎年承認が必要となる場合があります。

上述の通り、承認の期間の延長が案件の成功にとって欠かせず、申請のスケジュールを延長することで国益に反するような活動（不動産投機など）が行われないと判断できる場合には、承認の期間が変更される場合があります。このような場合、承認の中に延長期間が明記されることになります。

業界に対する政府のインセンティブ

政府は、オーストラリアにおける外国投資促進のために多数のインセンティブを提供しています。これらのインセンティブには課税対象の助成金や税優遇措置の適用から割引価格でのインフラサービスの提供まで、さまざまなものがあります。

AustradeやInvest Australiaなど、オーストラリアにおける外国投資の促進および奨励を目的として設立された政府機関が多数存在します。

Austrade

Austradeのミッションは、オーストラリア事業者の輸出および国際事業における成功を支援することにより、オーストラリア国民の富を増強することです。

Austradeは、オーストラリア国外の事業に関与するオーストラリア企業、国際的バイヤーおよび投資家に対し輸出および投資サービスを提供することを専門とした政府機関です。そのサービス内容は以下の通りです。

- オーストラリア企業が国際市場の選定、参入および確立を行う際に付随する時間、コストおよびリスクを削減するための助言、市況情報および支援の提供
- 国際投資およびジョイントベンチャーの案件に関する助言およびガイダンスの提供¹³

Invest Australia

Invest Australiaは、1997年に設立された、国際企業のオーストラリアにおける事業拡大を支援す

¹³ 詳細は www.austrade.gov.au をご覧ください。

る政府の国立投資促進機関です¹⁴。

Invest Australiaは、(Austradeを含む)その他の政府機関や民間部門ベースでのサービスプロバイダーと密接に協力し、潜在的な海外投資家に対して無料、包括的な機密サービスを提供しています。Invest Australiaは、以下の分野でサービスと支援を提供しています。

- オーストラリアにおける投資案件の特定と促進
- 関連する業界および行政部門内の連絡先の提供、紹介
- オーストラリアにおけるビジネス・チャンス、ビジネス環境、投資規制および政府計画に関する情報の提供
- オーストラリアの業界の可能性および強みに関する幅広い業界専門家からの専門的助言の提供
- ビジネスクスト、スキルの利用可能性、税制および研究開発案件に関する情報の提供
- 助成金、税優遇措置あるいはインフラの提供
- プロジェクト承認プロセスの合理化
- 将来の有力な投資家に対する政府内関係者の紹介
- 主要プロジェクト促進プロジェクト(MPF)を通じた主要プロジェクトの促進¹⁵

Invest Australiaは、MPFサービスを提供し、企業が各種政府と交渉できるよう、支援を行っています。プロジェクトが以下の項目に該当する場合、MPFのステータスを産業観光資源大臣に申請することができます。

- オーストラリアにとって戦略的な重要性を有している
- 政府の承認またはその他の関与が必要である
- 政府の承認プロセスを通し当該プロジェクトを進める商業的な準備が整っている

¹⁴ Invest Australia のウェブサイトは www.investaustralia.gov.au です。

¹⁵ Australia: Your competitive edge(オーストラリア:あなたの競争力)(2006-07年版) - Invest Australia

企業体の概要

企業体 — はじめに

オーストラリアでは、個人事業主、パートナーシップ、信託、ジョイントベンチャーあるいは会社として事業を営むことができます。

オーストラリア国外で法人格を取得した会社がオーストラリアでの事業展開を希望する場合¹⁶は、オーストラリアにおける100%子会社あるいは部分的に所有する子会社を設立するか、オーストラリアにおける支店を登録するかのいずれかを実行しなければなりません。

ほとんどの外国企業は、100%子会社あるいは部分的に所有する子会社、またはオーストラリア支店という形態で事業を営んでいます。

法人設立

外国企業は、新会社の登録、または会社として設立されているもののまだ取引を開始していないシェルフカンパニーの買収により、オーストラリア子会社を設立することができます。

2001年会社法(連邦法)(以下「会社法」)では、会社の形態として以下のようなものが認められています。

- 株式資本による無限責任会社
- 株式による有限責任会社
- 保証による有限責任会社
- 無債務会社(ただしこれは、会社の唯一の事業目的が鉱業または鉱業関連である場合にのみ適用されます)

オーストラリアにおける企業体の最も一般的な形態は、株式による有限責任会社です。株式による有限責任会社は、私有会社または公開企業のいずれかとなります。オーストラリア証券取引所(ASX)に上場することができるのは、公開企業のみです。

私有会社

私有会社は、通常、民間の事業の目的、または公開企業の子会社として利用されています。

私有会社の特性は以下の通りです。

- 特定の基準に基づき、大規模私有会社か小規模私有会社のいずれかに分類される(詳細は下記参照)
- 会社の解散に関する株主の法的責任が、各自の株式の未払い込み部分に限定されることになる(株式を保有している場合)
- 非従業員株主の人数が50名に限定される
- 限られた状況を除き、目論見書またはその他の開示文書の提出が必要となるようなオーストラリア国内での資金調達活動に関与することはできない
- オーストラリア在住の取締役を必ず1名以上設ける

¹⁶ 会社が「オーストラリアにおける事業運営」を行っているかどうかは、その会社の事実や活動(または活動予定)によって判断されます。

- 有限の私有会社の場合は、社名に「Proprietary Limited」または「Pty Ltd」という名称を必ず入れる

私有会社が以下の3つの基準のうち2つを満たす場合、大規模な私有会社とみなされます。

- 会社および自社が支配する事業体の当該事業年度の連結収益が2,500万豪ドル以上である
- 会社および自社が支配する事業体の当該事業年度末の連結総資産の価値が1,250万豪ドル以上である
- 会社および自社が支配する事業体の従業員数が、当該事業年度末で50名以上である

私有会社が上記3つの基準のうち2つを満たしていない場合、その企業は小規模な私有会社とみなされます。

公開企業

公開企業の特性は以下の通りです。

- 大規模な公的ベンチャーに利用されることが多い
- 構成員／株主の数は無制限である
- 最低3名の取締役を設け、そのうち2名以上は通常オーストラリアに在住する人物でなければならない
- 関連する諸法の対象となっており、株式発行のために目論見書を発行することができる
- ASXに上場することができる
- 有限の公開企業の場合は、社名の最後に「Limited」または「Ltd」という名称を必ず入れる

オーストラリア支店

海外にある事業の経営成績を本国の事業母体と連結することが目的の1つである場合は、子会社の法人設立よりもオーストラリア支店の設立の方が好ましい場合もあります。外国の会社がオーストラリアに支店を設立する方を選んだ場合、会社法に基づきその支店を外国企業として登録しなければなりません。

外国企業は、直近の会社設立証書およびその他の規定文書の認証謄本を添えて、オーストラリア証券投資委員会(ASIC)に申請フォームを提出しなければなりません。また、オーストラリア国内に登記事務所を設立し、国内代理人を指定する必要もあります。

登録に際し、外国企業には事業者登録番号(Australian Registered Body Number: ARBN)が付与されます。

登録後、支店は、当該の外国企業そのものの年次決算を報告するとともに、その他の報告要件に準拠しなければなりません。

駐在員事務所

外国企業がオーストラリア国内での事業運営を望まない場合でも、駐在員事務所の設立が必要とされる場合もあります。しかし、このような事務所の活動は、事業運営に相当しないものに限定されます(宣伝活動の実施など)。駐在員事務所が事業運営に相当する活動に関与する場合は、

オーストラリア支店を登録しなければなりません。

会社と商号

会社の正式な登録およびオーストラリアで登録された商号は、ASICによって保持されます。

商号の採用に関する制限は、以下の項目のみとなっています。

- 独自のものであること
- 登録に適したものであること
- 「誤解を招くような偽装運営」、「虚偽の陳述」および「詐欺通用」の分野において、取引慣行法で成文化されている法的原則に反していないこと

オーストラリアで法人格を取得した企業には、9桁の独自の法人登録番号 (Australian Company Number: ACN) が付与されます。

会社法に基づき登録されたすべての企業に事業者番号 (Australian Business Number: ABN) がその申請後与えられます。これは、物品サービス税 (GST) 上の登録において必要となります。

取引において (登録された社名以外の) 別の名称の使用を希望する場合は、その取引名称を商号として登録する必要があります。商号の登録は、オーストラリアの各州あるいは特別地域の法律に基づき行われますので、会社はその商号で事業運営を行うことを希望する各州・特別地域に登録する必要があります。

会社の定款

会社の活動は、その会社の活動の管理および統制の責任者によって実行されます。このような権限は、通常、取締役と株主の間で分割されています。その権限をこの二者で分担する方法は、会社の規約文書、つまり定款の条項によって定められています。

会社の定款では以下の項目が規定されています。

- 会社名
- 構成員／株主の法的責任の条件
- 会社を内部規制する規則

法人設立のプロセス

法人設立は通常、ASICの事務所を通して行われます。法的費用および登録手数料は、GSTを除いて約1,500豪ドルです。

私有会社の法人設立に関するプロセスをまとめると、以下のようになります。

ステップ1: 外国企業は、オーストラリアの子会社の社名を選び、その名称が登録において利用可能で適していることを確認します。

ステップ2: 外国企業は、該当する申請フォームに記入し、そのフォームをASICに提出します。ASICは、その名称が利用可能である場合に限り、会社の登録を行います。フォームには、会社に

関する詳細を記入します。さらに、フォームには以下の項目に関する詳細を記入します。

- オーストラリアの子会社の取締役／秘書役の候補者（氏名、住所、生年月日、出生地などの詳細が必須）。また、オーストラリア在住の人物を取締役として少なくとも1名任命し、会社が取締役となることは認められません。
- オーストラリアにおける登記事務所と主たる営業所
- 株式構成
- 株主

法人格を取得した後、企業は、法人設立後に義務付けられる以下の項目に準拠しなければなりません。

- ABNおよび納税者番号(Tax File Number:TFN)の申請
- 会社の登記簿を常に最新の状態にしておくこと。この登記簿には、会社の記録が記載されることとなります。また、取締役会および株主総会のすべての議事録を維持して行く必要もあります。また、会社は、毎年支払能力の宣言を行う必要もあります(すなわち取締役は支払期日に会社が負債を支払える旨の決議を行わなければなりません)。
- 毎年財務諸表を維持し、提出すること。現在、ASICへの財務諸表提出に関しては、所定の期間内に提出された場合は手数料がかかりません。提出期間が過ぎた場合には延滞手数料がかかります。

以下の項目が変更された場合は、ASICに届け出なければなりません。

- 会社名。変更後14日以内に届け出ること
- 会社の詳細(登記事務所または主たる営業所など)。変更後28日以内に届け出ること
- 会社の定款。変更後28日以内に届け出ること
- 取締役にに関する詳細情報(名前、住所、新規就任、退任など)。変更後28日以内に届け出ること
- 株式構成または株主にに関する詳細情報。変更後28日以内に届け出ること

株式資本

株式による有限責任会社の場合、私有会社および公開企業の両方の株主の最低数は、1名です。

会社が発行する株式の数に制限はありません。

会社が株式資本を扱う方法は、法律によって厳密に規制されています。

取締役と秘書役

会社の取締役は、業務の日常的な管理に責任を負います。公開企業には3名以上の取締役が、私有会社には1名以上の取締役が必要です。

公開企業の場合、取締役のうち少なくとも2名がオーストラリア在住でなければなりません。また、私有会社の場合は通常オーストラリアに住んでいる取締役を1名以上任命する必要があります。

「オーストラリア在住者」の資格を認められる、あるいは「通常オーストラリアに住んでいる」個人の要件を満たす際に、オーストラリア国民であるという点は問われません。当該個人がオーストラリア在住者／通常オーストラリアに在住しているとみなされるかどうかは、事実上の問題であり、多くの基準を検討し、それを満たす必要があります。

会社法の下では、私有会社には秘書役の設置が義務付けられていません。会社側の判断で1名または複数の秘書役を配する場合は、少なくとも1名を通常オーストラリアに在住する人物とする必要があります。

公開企業には1名以上の秘書役が必要であり、そのうち少なくとも1名を通常オーストラリアに在住する人物とする必要があります。

オーストラリアで事業を営む、あるいは不動産関連所得を稼得する企業はすべて、パブリックオフィサーを1名任命しなければなりません。任命されるパブリックオフィサーはオーストラリア在住者である必要があります。パブリックオフィサーは、オーストラリアの税法下会社に義務付けられるすべての事項に対するコンプライアンスの実施または確認の責任を負います。

登記事務所

オーストラリアの企業は、オーストラリア国内に登記事務所を保有しなければなりません。登記事務所の所在地は、オーストラリアの所在地住所となります。郵便の宛先では、会社が登記事務所を維持しているという要件を満たすことにはなりません。

監査人と財務報告

すべての公開企業は、法人設立の日から1カ月以内に監査人を任命しなければなりません。

以下の事業体は、監査対象となる年次財務報告書を作成することが義務付けられます。

- すべての公開企業
- すべての大規模な私有会社
- 外国の事業体が支配権を有する小規模な私有会社

特定の条件で、ASICは、以下に該当する企業の財務報告の作成および監査の要件の緩和を認めます。

- 外国企業が持分を保有している大規模な私有会社
- 外国企業が支配権を有する小規模な私有会社

会社法の下、監査人は、独立性、開示および財務報告に関する義務を有します。監査人は、会社の年次総会に出席することが義務付けられています。また、株主全員が独立性の問題に関し、監査報告に記載されていない質問をすることが認められています。また、独立性に関しては、監査パートナーなど、上場企業の監査に「重大な役割」を果たしている個人は、監査を5年連続で実施した後に交代し、その後2年間は当該企業の監査に戻ることはできません。この交代要件は、個人の監査人にのみ適用され、監査法人には適用されません。

帳簿、決算書、登記簿およびファイリングの要件

会社法では、企業はその会計および管理上の処理に関するさまざまな記録や登記簿を管理する

ことが求められています。通常、このような業務は会社の秘書役(任命されている場合)が行っています。

会社法下、企業の業務に関する最新の記録の公的な閲覧が可能となるよう、随時ASICへの提出を義務付けられている文書もあります。公開企業は、年次財務報告書を作成し、ASICに提出しなければなりません。いずれの企業も、年次報告書を提出する必要がありますが、その際、会社の取締役または秘書役が、取締役全員の氏名と住所、主たる営業所の住所および株主とその株式保有に関する詳細など、公的登録に関連する会社の詳細情報を確認することとなります。

オーストラリア証券取引所(ASX)

オーストラリア証券取引所 ― はじめに

オーストラリアを代表する立証券取引所がオーストラリア証券取引所 (ASX) であり、ASX Limited の名称で登録されています。

より小規模な株式取引所も複数存在しますが、規模においてASXには及びません。ASXは、6つの独立した株式取引所の合併により1987年に設立され、1998年10月13日に上場企業となりました。2006年7月25日、ASXはSFE Corporation Limitedを買収し、世界第9位の上場取引の規模を持つ複合事業体となりました。

ASXの明記された目的は、公正で十分な情報に基づく金融証券市場および国際的な競争力のある市場を提供することです。この目的のために、ASXは全上場事業体が遵守すべき上場規則を公表しています。ASX上場規則(以降「上場規則」)は、以下の項目について規定しています。

- 上場
- 相場
- 市場情報
- 報告
- 開示
- 取引および決済
- 管理
- 一般的な監督業務
- 上場事業体の行動に関するその他のさまざまな局面

上場規則の目的は、上場事業体の利益を保護しつつ、投資家の保護と市場運営の統制を維持することです。上場規則は、会社法に基づく上場事業体およびその関連会社に対して法的強制力を有しています。

上場のカテゴリー

ASXへの上場を希望するオーストラリアの会社は、以下のいずれかのカテゴリーに該当する必要があります。

- 一般上場 ― このカテゴリーでの上場を求める企業は、「資産テスト」または「利益テスト」のいずれかを満たす必要があります。
- 外国免除事業体 ― このカテゴリーでの上場を求める企業は、国際証券取引連合に加盟する国外の取引市場に上場している必要があります。
- 債券発行者 ― このカテゴリーでの上場を求める企業は、債券のみを発行することになります。

一般上場

一般的な株式上場を希望するオーストラリアで設立された企業が対象となります。この場合、以下の条件においてASXの基準を満たす必要があります。

- 利益／資産テスト

- 株主分布
- 目論見書／情報覚書

利益／資産テスト

株式上場を希望する企業は、「利益テスト」または「資産テスト」のいずれかを満足する必要があります。

「利益テスト」における上場を求める企業は、以下の条件を満たす必要があります。

- 直近の3事業年度における継続的な事業運営から得られた総利益の累計が100万豪ドル以上であること
- 直近の12カ月間(企業が上場を申請するまでの2カ月間に至る)の継続的な事業運営から得られた連結総利益が40万豪ドル以上であること

「資産テスト」における上場を求める企業は、以下の条件を満たす必要があります。

- 事業体が上場日時時点で資金調達コストを除いて200万豪ドル以上の純有形資産を保有しているか、または(目論見書による公募価格に基づく)時価総額が1,000万豪ドル以上であること。さらに、以下のいずれかの条件を満たすこと
 - 会社の(資金調達後の)総有形資産のうち、現金または直ちに換金できる形態のものが半分を超えていないこと
 - 会社の(資金調達後の)総有形資産の半分以上が、現金または直ちに換金できる形態であること。さらに会社が、その現金および直ちに換金できる形態の資産のうち半分以上を業務目的に合致した形で費やすコミットメントを有していること
- 会社の運転資本が150万豪ドル以上であること、または、上場後に終了した最初の通年の事業年度の予算収益が運転資本に含まれた場合に、合計が150万豪ドルとなること

株主分布

ASXは、一般上場を求める企業に対し、十分な株主分布を求めています。以下のいずれかの条件を満たす場合、会社はこの要件を満たすことになります。

- (目論見書の公募価格に基づいて)最低2,000豪ドル相当の株式を保有する株主が500名以上いること
- 会社の株式の25%以上が、会社とは関係のない「一般の」株主によって保有されている場合、(目論見書の公募価格に基づいて)最低2,000豪ドル相当の株式を保有する株主が400名以上いること。

ASXによる「エスクロー」の対象とすることが求められる株式である制限付有価証券は、株主分布の要件を満たす上で考慮されません。

目論見書/情報覚書

通常、ASXへの上場を希望する事業体には、資金調達と併せて目論見書の発行が求められます。

これにより企業は、以下の項目を実施しなければなりません。

- 目論見書の作成
- 目論見書のASICへの提出
- 目論見書の一般公開

会社が以下の全条件を満足する場合は、ASXに対して(目論見書ではなく)情報覚書の提出が認められる場合があります。

- ASXへの上場申請と併せて資金調達をする必要がない
- ASXへの上場申請前の3カ月間に資金調達を実施していない
- ASXへの上場申請後の3カ月間に資金調達を予定していない

外国免除事業体

上場規則の外国免除事業体に関する条項において、信頼できる海外の取引所に上場している外国の事業体は、外国免除事業体のカテゴリーでASXに上場申請を行うことが認められています。この規則の背景には、オーストラリアの投資家がより幅広い証券を扱うことができるようになるという理由があります。

このカテゴリーで上場した事業体は、ASXの継続的開示要件や企業の行動に関するスケジュールの要件に準拠しなくてもよいという、大きなメリットが得られます。この場合でも、事業体は、その主たる上場市場の管轄区域と同様の要件の適用を受けます。

このカテゴリーへの上場の基準として、事業体は、20億豪ドルの純有形資産を保有するか、過去3年間で毎年2億豪ドル以上の営業利益を上げているか、いずれかの条件を満たす必要があります。

ビジネス目的のビザおよび移住

出張者

オーストラリアへの訪問を希望する企業およびビジネス関係者が利用できるビザには多くのカテゴリーがあります。ビザの要件はさまざま、ビジネス関係者あるいは高度なスキルを持つ個人に対してオーストラリアへの永続的および一時的な入国が認められています。ビジネス目的でオーストラリアへの入国を計画しているビジネス関係者は、ビジネス(短期滞在)ビザを申請することができます。この場合、通常、毎回最長で3カ月のオーストラリア滞在が認められます。

一部の国の国民は、上述の短期滞在ビザと似た電子入国許可(ETA)を利用することもできます。ビジネス目的での訪問の場合は、観光ETAではなくビジネスETAを取得するという点に注意してください。

オーストラリアへの従業員の派遣

オーストラリアで事業を営む企業、あるいはその他の国で事業を営みつつオーストラリアへの参入を希望している企業は、ビジネス(長期滞在)ビザで入国する個人の保証人となることができます。このビザでは、最長4年間オーストラリアに滞在することができます。ビザ発給の保証を受けた個人は、企業内の特定の役職での就労が認められます。

ビジネス(長期滞在)ビザの保証人は、以下の項目を証明しなければなりません。

- 自身の事業が信頼できるものであること
- 自身が健全な財政状態にあり、保証人としての責務を果たすことができること
- オーストラリア人従業員の採用と人材育成をすること
- 保証人を務めることによりオーストラリアに恩恵をもたらすこと

オーストラリアで事業を営む企業は、適用される基準を満たすことを条件として、高度なスキルを要する役職にある従業員の永住の保証人となることもできます。

事業主および投資家

ビジネス関係者は、業務に関する適切な経歴と資産があることを条件に、保証人なしでオーストラリアに入国申請をし、起業を行うこともできます。これらのビザは、以下の人々に適用されます。

- 事業主
- 年間売上が5,000万豪ドル以上の大企業のシニアエグゼクティブ
- 4年以上に渡るオーストラリアへの投資を希望する投資家

ほとんどの場合は、暫定ビザまたは一時ビザでオーストラリアに入国し、入国後にオーストラリアでの事業を通じて、あるいは投資家の要件を満たすことによって資格を得ることになります。申請を支援するために州政府による保証を受けることが可能かもしれません。

他にも、技術ビザのいずれかのカテゴリーにおける要件を満たすことができる場合、ビジネス関係者はオーストラリアに移住する機会を有することになります。この要件では、申請者の以下の項目が検討されます。

- 年齢
- 英語能力

- 資格
- 職務経験

さらに、これらの人々は親族に保証人になってもらうこともできます。場合によっては、農村部や地方出身者は、申請者の永住権の資格取得の支援を通し、さらなるメリットを享受できることがあります。

一時入国者は、医療保険と子供の教育に関連するコストを検討する必要があります。永住者は、自由に不動産を購入できますが、一時居住者の不動産の取得には制約があります。

オーストラリアでの従業員保証人となっている雇用主は、退職者年金保証税の免除の可能性を検討し、この点に関して適切な税務の助言を得る必要があります。

一時居住者の保証人となっているすべての企業は、特定の保証項目のコンプライアンスに関する公的な監視対象となります。移民法の遵守は概して重く受け止められます。したがって従業員は、雇用主が適正な認可を受けていることを確認するようしなければなりません。

法人に対する課税

法人に対する課税について

以下の要約では、オーストラリアで事業を営み、かつ、オーストラリアが締結している租税条約の相手国を本国とする外国の事業体に適用される可能性がある税金の問題を簡単に概説していません。

直接税

法人所得税

企業が以下の項目に該当する場合、法人所得税の点ではオーストラリア在住となります。

- オーストラリアで法人設立された
- オーストラリアで法人設立されていないが、オーストラリアで事業を営み、かつ以下のいずれかの条件に該当する
 - 中核的経営およびその支配がオーストラリア国内にある
 - 議決権が、オーストラリア在住の株主によって支配されている

オーストラリアの企業は、一般的な法人所得税率30%で、自社の全世界の総課税対象所得に対してオーストラリアの税金を支払う義務を負います。

キャピタルゲイン課税

オーストラリア居住者である企業が保有する資本的資産に関しては、一般的に、それらの処分に関するキャピタルゲインに関し法人所得税率での税債務が発生することになります。

オーストラリア居住者でない株主によるオーストラリアの子会社の株式の処分は、それらの株式が資本的性質を有し、オーストラリアの子会社がランドリッチ会社(価値の大部分が不動産である会社)として認められていない(その子会社の不動産の市場価額が不動産以外の資産の市場価額を上回らない)場合は、オーストラリアでのキャピタルゲイン課税を免除されることになります。

オーストラリアの会社が支払う配当

完全な課税済配当(オーストラリアの法人所得税が支払われた利益から発生する配当)がオーストラリアの子会社から海外の親会社に支払われる場合、配当源泉税の支払い義務はありません。配当が課税済みでない場合に限り、税引前の総額に対して30%(あるいは適用される租税条約により引き下げられた税率)の配当源泉税の対象となります。

オーストラリアの会社の借入れによる資金調達

オーストラリアの会社から国外に居住する外国の企業への支払利息には、10%(あるいは適用される租税条約により引き下げられた税率)の利息源泉税が通常課されます。ただし、その利息の受益者がオーストラリアに恒久的施設を保有しており、その利息が恒久的施設に事実上結びついている場合、当該利息はオーストラリアにおいて申告対象所得として課税されます。

2001年7月1日から適用されている債務と株式資本の分類に関する規則の下では、支払利息は配当であるかのように処理されることがあります。同様に、債務持分として分類された株式にかかる支払配当金は、課税済配当としての取り扱い対象外となります。

法律上、「過少資本」の規則に基づき、通常、負債が純資産（負債を除く）の75%を超える場合には、費用控除可能な利息の額も制限されます。

外国企業に対しての使用料

オーストラリアの企業が外国の居住者に対して使用料を支払う場合は、その使用料は、通常税率30%（あるいは適用される租税条約により引き下げられた税率）の使用料源泉税の対象となります。また、移転価格の問題が発生する可能性があります。

移転価格

オーストラリアの移転価格の規則は非常に厳しく、オーストラリア税務当局（ATO）との主な争点となっています。ほとんどの場合、クロスボーダー取引の関連当事者は、ATOに税務申告の際その関連記録を開示することが求められます。オーストラリアは、OECDが公布している独立企業間原則の概念を採用しています。したがって、このようなすべての関係当事者間取引については、慎重を期して考慮しなければなりません。

グループ課税

究極的に100%保有となる法人グループ会社、パートナーシップおよび信託に関する法人所得税およびキャピタルゲイン課税について、当該事業体がオーストラリアに所在する場合には、連結納税制度が適用されます。外国企業が100%保有し、国外居住者である親会社とオーストラリア居住者である複数の子会社との間で共通のオーストラリアでの親会社が存在しない場合は、オーストラリアに居住する子会社の連結も認められます。

グループが連結納税制度を選択した場合、すべての100%所有の事業体を含める必要があり、選択を取り消すことはできません。また、グループ会社間の取引は、法人所得税上、無視されることとなります。

税制上の優遇措置

国内投資

投資プロジェクトの性質や規模により、該当するオーストラリアの州政府は、特定案件に対し、または期間限定で、支払給与税、印紙税および土地税の優遇措置適用を行う場合があります。

資本投資

適用される可能性のある資本投資のインセンティブは、下記の通りです。

- 石油およびその他の鉱物の探索および採取に対する資本支出には、加速控除が利用できません。採石業務に関して1989年8月16日以降に発生した特定の資本支出も、税制優遇措置の対象となっています。
- 適格な研究開発（R&D）支出には、最高125%までの費用控除が適用されます。技術の取得あるいは技術の入手方法の取得における支出（すなわち中核技術に対する支出）は、その目的が適格なR&Dの実施である場合、100%の費用控除が可能となります。特定の条件に合致する特定の支出については、175%のプレミアムレートでの費用控除の適用が可能となります。小規模の企業に対しては、現金の支給が行われる場合もあります。
- 本国の管轄区域内では非課税の非居住者年金基金（カナダ、フランス、ドイツ、日本、英国、

米国またはその他の指定された国の居住者)で、オーストラリアでの登録要件を満たす場合は、12カ月間以上リスクを負いながら保有していた特定のオーストラリアのベンチャーキャピタル株式の処分に対する課税が免除されます。2002年7月1日より、この免除が、税金を免除されているその他の特定の非居住者である投資家にも拡大されました。

- 2006年12月31日まで、適格な投資会社は開発資金プールファンド(pooled development fund:PDF)として登録することができました。PDFとは、中小企業に自己資本を提供するために設立された投資会社のことです。PDFの場合、純所得に対して25%での税率での課税対象となりますが、中小企業から得た収益に対する税率は15%となります。PDFは、課税済受取配当金の受領に対してインピュテーションクレジットが認められています。PDFからの配当は非課税です。PDFの持分売却から得る利益は、非課税であり、損失は損金算入されません。政府は、PDF関連プログラムに代わり、「初期段階にあるベンチャーキャピタル限定のパートナーシップ(early stage venture capital limited partnership:ESVCLP)」を利用した投資手段に関するプログラムを発表しました。PDFプログラムは、2007年1月1日より新規登録者の受付を停止しています。

ESVCLPプログラムの目的は、登録および投資の基準を満たすファンドに対し大幅な税優遇措置の適用を認めることで、オーストラリアの初期段階にあるベンチャーキャピタル分野を活性化することにあります。

ESVCLPは、主にリミテッド・パートナーシップとして構築され、関連法に準拠してInnovation Australiaに登録されたベンチャーキャピタルファンドです。ESVCLPは、税務上フロー・スルーの主体であるため、ESVCLPのパートナーシップレベルでは課税されません。さらに、ESVCLPに対する投資の結果得られる所得およびキャピタルゲインは、パートナーレベルでは、オーストラリアでは非課税となります。ただし、ESVCLPによる税務上の欠損金は、パートナーレベルでは取り込めず、損金算入もできません。

ESVCLPは、投資活動を開始する前に、Innovation Australiaから投資計画とパートナーシップ規約の承認を受ける必要があります。また、ESVCLP投資の財務内容と被投資事業体の性質の両面に制約を設ける法的要件も多数存在しています。その要件は以下の通りです。

- ESVCLPは、5,000万豪ドルを超える価値のある事業体に投資してはならない
- ESVCLPは、その投資価値が2億5,000万豪ドルを超えた場合に、投資を売却しなくてはならない
- ESVCLPは、主たる活動が適格な活動である事業体にのみ投資することができる。非適格な活動には、土地開発、不動産所有、銀行業務、他社への資金提供、リース、債権買収、証券化、保険、インフラまたは関連施設の建設または取得、利子、賃借料、配当、使用料あるいはリースといった性質の所得の稼得を目的とした投資が含まれる
- ESVCLPファンドの規模は、1,000万豪ドル以上(1億豪ドル未満)でなければならない
- ESVCLPにおいて、一パートナーの出資持分が約定資本総額の30%を超えてはならない

さらに、ESVCLPは、四半期ごとの報告書および年次報告書をInnovation Australiaに提出しなければなりません。

会社／ユニット信託およびその関係者、あるいはその会社／ユニット信託が属する100%グループのその他のメンバーの持分(債務および株主持分を含む)へのパートナーシップ投資の総額が約定資本の30%を超えることはできません。この規則には例外があり、退職者年金ファンド、認可された預金等受入機関および生命保険会社などには適用されません。

オーストラリアで認可されたオフショア銀行業務ユニットが純粋なオフショア銀行取引から得た課税所得に対する税率は、10%です。

間接税

印紙税

オーストラリアの各州および特別地域では、抵当権証書、証券、保険証書、市場性のない株式の譲渡、リース文書および資産、事業または不動産の譲渡に関する契約などの取引に対し、さまざまな税率の印紙税が課されています。一部の州および特別地域では、上記取引の一部に印紙税の免除が認められています。

土地税

オーストラリアの各州およびオーストラリア州都特別地域の政府は、土地そのものの未改良価額に基づき土地税(土地所有者に課税されるもの)を課しています。土地税の税率は、オーストラリア全体でさまざまですが、一般的に資産価値が上がれば課税税率も高くなっています。通常、土地税の納税義務は、特定の日において所有されていた土地に関して発生しますが、ニューサウスウェールズ州では、毎年12月31日の午前零時に納税義務が発生します。

支払給与税

支払給与税は雇用主に課せられるものです。これは、州ベースの税金であり、課税税率は州によって異なり、支払給与税の課税対象となる給与所得の内容を定める規則も州によって異なります。たとえば、現行のニューサウスウェールズ州の給与税率は6%です。これは、個人が外国または豪州国内から給与を支払われるかにかかわらず、適用されます。

少額の給与支払に関する非課税制度もあります。現在、ニューサウスウェールズ州の非課税基準は60万豪ドルとなっています。

関税

関税は、一般的に商品の「関税課税価額」に対して課されるものです。関税課税価額は、オーストラリアの法律に従って判断されるもので、商品の販売価格と一致するとは限りません。関税は、商品がオーストラリアに入国した時点で課税されます。

当該商品に適用されるオーストラリアの関税に精通し、関税支払後の商品の引渡しに関してオーストラリア税関当局への対応を行うことになるオーストラリアの通関業者が関税の支払処理を行うのが一般的です。

物品サービス税(GST)

GSTに関する詳細は、「物品サービス税」のセクションをご参照下さい。

物品サービス税(GST)

GSTの概要

オーストラリアでは、2000年7月1日より広範囲に渡る物品サービス税(GST)が導入されました。GSTは、世界の多くの国で採用されている付加価値税(VAT)モデルをベースにしています。GSTにより、オーストラリア国内でのほとんどの物品、サービスおよび資産の消費に対して10%の税金が課されます。輸入品も含まれますが、一般的にはオーストラリア国外で消費される物品またはサービスの輸出には適用されません。

GSTの要点は下記の通りです。

- GSTは、GSTに登録している事業者が生産したほとんどの物品、サービスまたはその他(権利の供与なども課税対象)の、GSTを除く供給(取引)価格に対し10%の税率で課税されます。ただし、供給品が非課税対象となっている場合、あるいはGST免税の対象の場合は除きます。「事業者」には、個人、会社、パートナーシップ、その他の非法人組合または団体、および退職者年金基金が含まれます。
- 物品またはサービスのサプライヤー(提供者)は、その供給にかかるGSTに関する法的な納税義務を負っています。サプライヤーは、指定期間内にGSTをオーストラリア税務当局(以下「ATO」)に納付しなければなりません。通常は、物品やサービスの価格にGSTの額を含め、その後、同金額を物品・サービスの受領者が支払うことで、サプライヤーがGSTの金額を回収することになります。
- 一部例外はありますが、商品の価値の10%という税率で、輸入品に対してGSTが課税されます。物品の価値には、関税課税価額、関税、オーストラリアにおける荷受場所までの物品の運送料、物品運送にかかる保険料、および関税課税価額に盛り込まれていない場合のワイン平衡税が含まれます。
- 事業を営んでおり、その年間売上高がGST登録上の売上基準以上になる場合は、GSTの登録が義務付けられています。この基準は現在7万5,000豪ドルです。ただし、非営利団体に関連して事業を営んでいる場合の基準額は15万豪ドルです。
- 一部の供給は、GSTの対象外となります。下記の通り、このような供給はGSTが免税ないしは非課税となります。
- 一部の物品およびサービスはGSTが免税(GST-Free)されますが、このような場合その他のGSTまたはVAT制度において「レートゼロ(zero-rated)」と言及されています。物品またはサービスがGST免税の場合、サプライヤーは当該供給のGSTを支払う義務はありません。供給品にGSTが課税されていなくても、サプライヤーは、事業運営において使用するために取得または輸入した他の物品およびサービスについて、サプライヤーが支払ったGSTは仕入税額控除をATOに申請することが可能かもしれません。
- 個人消費のために取得または輸入されたものに関しては、仕入税額控除はありません。
- 以下のような供給は、その他の条件を満たす場合に、GST免税となります。
 - 輸出品
 - 海外旅行
 - 非居住者が海外で購入したオーストラリア国内の航空機による旅行
 - ほとんどの健康、教育および育児サービス
 - 食品
 - 上下水および排水

- GST免税の供給には他にも以下のようなものが挙げられますが、これらに限定されるものではありません。
 - 既存事業の売却(法律において「継続事業体の供給」と呼ばれるもの)
 - 貴金属の一次供給
 - 入国時の国内免税店を通じた供給品
 - 政府による土地自由保有権および類似する利権の付与
 - 農地の特定の供給品
- 一部の物品はGST非課税(Input-taxed)ですが、このような場合その他のGSTまたはVAT制度において「免除(Exempt)」と言及されています。この場合、サプライヤーはその供給にかかるGSTを支払わないため、供給を製造において取得あるいは輸入した品物に関する仕入税額控除をATOに申請することはできません。ただし、金融サービスの提供に関連する特殊な取得に関しては、部分的な仕入税額控除が認められる場合もあります。
- GST非課税の供給の例は以下の通りです。
 - 特定の種類の金融サービス
 - 住宅賃貸および新築住宅の販売(課税対象)を除く居住施設の供給
 - GST免除となる貴金属の一次供給後の、貴金属の供給
- GST申告は、年間売上高が2,000万豪ドル未満のサプライヤーの場合、当該サプライヤーが月次の申告を選択しない限り、四半期ベースで承認された形式によって提出されます。年間売上高が2,000万豪ドル以上のサプライヤーは、月次ベースでGST申告を提出しなければなりません。
- 事業者による1カ月あるいは3カ月という「課税期間」におけるGSTの正味金額の支払および申告の提出は、事業者の課税期間終了より21日以内に行わなければなりません。月次申告が義務付けられる場合、支払は電子取引を通し行われることとなります。
- オーストラリア税関当局は、繰延GST制度が適用されていない場合は、物品の輸入時点で輸入業者からGSTを回収します。輸入品に対して支払われたGSTに関する仕入税額控除は、輸入業者がGSTの登録をしている場合にのみ有効となります。一部のサービスの輸入が課税対象となる場合があります。
- 表示価格にGSTの金額を盛り込む必要があります。
- 登録済みのサプライヤーが登録されていない事業者から中古の物品を取得し、事業運営の過程で再販する場合は、一部の例外がありますが、仕入税額控除が認められる場合があります。該当する中古品の取得に関し、サプライヤーによって支払われた対価が300豪ドルを上回る場合の仕入税額控除の額は、以下のようになります。
 - 取得対価の11分の1に相当する金額、または
 - 当該金額が再販における課税対象の物品供給にかかるGSTの課税額を上回る場合、課税対象の供給にかかるGSTの課税額
- 適用される中古品の取得に関し、サプライヤーによって支払われた対価が300豪ドル以下の場合、仕入税額の控除額は、サプライヤーが取得のために支払った対価の11分の1の金額となります。
- 登録された事業者による土地に関する自由保有権またはその他の利権の売却は、一般的な

GSTの規則あるいはマージン制度の条項(サプライヤーと受領側がマージン制度の適用に関して書面で合意し、その他の条件が満たされている場合)のいずれかによりGSTの対象となります。一般的なGSTの規則が適用される場合、GSTは資産の全額を基に算出されます。マージン制度が適用される場合は、GSTの金額は供給のマージンの11分の1となります。2005年3月17日以降に行われた自由保有権、分譲ユニットまたは長期リースの供給に対しては、特別規則も適用されます。

- 個人が他の個人に対して行う居住施設の売却は、GSTの対象外です。
- 保険会社による保険証書の供給は、一般的に課税対象です。ただし、生命保険は、GST非課税対象の金融供給であり、輸出および民間の健康保険証書として認められる保険供給は、一般的にGST免除の供給とされます。

個人に対する課税

居住性に関するオーストラリアの税務上の取り扱い

個人の居住性に関する税務上の取り扱いの要点は以下の通りです。

- 居住者は、世界中での所得および課税対象のキャピタルゲインについて課税されます(ただし通常、制限つきで外国税額控除が認められます)。
- 最高限界税率は45%であり、15万豪ドルを超える所得に適用されます(2008年6月30日に終了した事業年度において、最初の15万豪ドルに4万7,100豪ドルの税金が課されます)。
- Medicare(メディケア)は、オーストラリアの公的な国民保険制度です。医療システムの負担は、一般的にメディケア保険料(Medicare Levy)を通じ税務申告の際に行われます。保険料は、課税所得の1.5%となります。高額所得者で、適切な私的医療保険に加入していない高額所得者は、課税所得および申告義務のある経済的利益の1%をメディケア追徴課税(Medicare Levy Surcharge)として支払う義務があります。一部の国の海外駐在員、低所得者および特定の要件を満たすその他の納税者には、メディケア保険料の免除が認められます。
- 一時的居住者である海外駐在員は、外国で発生する投資所得に関し、オーストラリアの課税対象外となります。これらの人々については、キャピタルゲイン課税の対象となる資産の範囲も狭くなっています。
- 居住者は、特定の海外信託への投資、支配権を有するオフショア企業および特定の海外投資ファンドおよび海外の生命保険証書における持分に関し、発生主義ベースでの税制の対象となります。一時的居住者には、この制度は適用されません。
- 雇用主は、各従業員(特定の海外駐在のシニアエグゼクティブを除く)に代わりオーストラリアの承認された退職基金へ強制的な拠出金を払う義務があります。現在の金額は、給与の9%となっています。ただし、2008年6月30日に終了した事業年度について、四半期ごとの給与の上限が3万6,470豪ドルと定められています。また、オーストラリアに滞在する海外駐在員には特定の例外が適用される場合があります。

給与所得に対する課税

一般的に、居住者個人の世界中での給与所得がオーストラリアの税金の課税対象となります。この場合、その所得がオーストラリアに送金されるかどうかは問われません。

課税対象の給与所得には、基本給、賃金、手当(遠隔地手当を除く)、歩合給、取締役の給与および、賞与や従業員持株/オプション制度などの利益分配の支払などのその他の現金報酬が含まれます。

雇用契約はすべて、最終的な締結に先立ち、オーストラリアの雇用担当弁護士や税金アドバイザーによるレビューを受ける必要があるものと考えられます。これは、居住性に関して考えられる疑問を特定し、特に遠隔地手当など、税務面で有効な報酬体系を導入するために重要です。

経済的利益税(Fringe Benefits Tax)

経済的利益税(FBT)は、雇用主が従業員または従業員の関係者、退職者または雇用予定の従業員に対して提供する現金以外のほとんどの経済的利益に適用されます。

通常、この税金の対象となる主な経済的利益には、従業員に提供される自動車、低利子あるいは無利子の融資、および個人的支出の支払または払戻しなどがあります。

経済的利益は、従業員側では非課税となります。その代わりに、当該経済的利益には異なる税徴収手続きが適用され、最高限界税率で雇用主側で課税されています。しかし、雇用主がFBTのコストを従業員の総合的な報酬体系の一部として転嫁することは珍しいことではありません。

FBTは、雇用主に課され、従業員がオーストラリア国内で就労している場合、オーストラリアの会社および海外の企業の両方によって支給される経済的利益について課税されます。ただし、人員配置および異動に関連する手当には、多数のFBTの免除および優遇措置が認められています。

正味キャピタルゲイン

1985年9月19日以降に取得した資産の売却または他の方法による処分により得たキャピタルゲインは、通常総課税所得に含まれます。1999年9月21日より、資産の保有期間が12カ月以上の場合(特定の例外の対象)、課税対象となるのは正味キャピタルゲインの50%のみとなります。外国居住者および一時的居住者は、資産の一部のみがキャピタルゲイン課税の対象となります。また、個人が初めて税務上の居住者となる場合、キャピタルゲイン課税に関する資産の評価に特別規則が適用されます。主たる居住地の処分は、一般的にキャピタルゲイン課税の対象にはなりません。

投資計画

先に述べた通り、一時的居住者と見なされないオーストラリアの居住者は、世界中での所得がオーストラリアでの課税対象となり、該当する場合、外国税額控除額が減算されることとなります。したがって、オーストラリアの居住者となる前に、個人投資およびその他の関連事項を見直し、税金に関するエクスポージャーと計画を検討することが不可欠です。

金融取引に関する課税(TOFA)

これらの措置では、外国為替差損益を特定して算出する方法が規定されており、外国為替(forex)損益を税務上で認識する場合のタイミングの確定規則が厳密に定められています。

TOFAに関する法規は、2003年7月1日以降に開設、締結、再融資あるいは変更された、外国通貨を主とする銀行口座および融資に適用される可能性があります。特定の条件が満たされる場合、特定の免除が適用されるされるかもしれません。ただし、一時的居住者と見なされる個人には、これらの規則は適用されません。

居住者となる前に

オーストラリアの居住者となることを検討している方は、必ず、オーストラリアの税法の適用および計画に関して具体的なアドバイスを受けられることをご提案いたします。

オーストラリアの雇用法の概要

オーストラリアの雇用法 — はじめに

概して、オーストラリアの雇用法は以下を基に作成されたものです。

- コモンロー、特に雇用契約および雇用主と従業員に課される黙示的義務
- 制定法および規制の枠組み
- 労使裁定および職場協定などの労使関連に関する法的文書

コモンロー

コモンローはオーストラリアの雇用における義務の主な根拠となっています。コモンローでの義務の最も明確な根拠は、雇用契約から発生します。雇用契約(文書または口頭)は、すべての雇用関係を支配するものです。

雇用契約には、雇用を提供する雇用主と雇用を受け入れる従業員、ならびにその関係に付随する権利と義務が盛り込まれます。雇用契約の成立には、以下の4項目が必ず存在しなければなりません。

- (a) 申し入れ
- (b) 受諾
- (c) 対価
- (d) 法的関係構築の意図

雇用契約は、必ずしも書面で交わす必要はありませんが、書面による契約が推奨されます。

書面による雇用契約では、さまざまな要因に応じて異なる問題を取り上げる必要があります。その要因としては以下のものが挙げられますが、これに限定されません。

- 雇用関係の性質
- 従業員の役割と年功
- 機密保持、知的財産および雇用期間中・雇用期間後の従業員の活動に関する制約などの雇用主側の要件

効果的に活用すれば、書面による雇用契約は、両者の関係を効果的に定め、管理、評価する役割を果たします。

雇用における両者の義務、権利および資格をめぐる争議における訴訟に関して、最近の裁判所のアプローチの傾向を受けて、雇用契約を文書化し、更新していくことの重要性が近年さらに高まっています。

制定法および規制の枠組み

オーストラリアには、連邦および州の二層構造の労使関係の枠組みがあります。従業員の雇用に影響を与える連邦および州の法律が多数存在します。

2006年3月27日、2005年の連邦政府の職場関係改正法(連邦改正職場関係法)が開始され、オーストラリア制定法の枠組みが大幅に変更されました。この改正法は一般的に「WorkChoices」と

呼ばれています。WorkChoicesにより、連邦の労使関係制度の対象範囲が大幅に拡大されました。

2007年11月24日に、連邦議会で労働党の新政権が誕生しました。労働党新政権は、連邦の労使関係制度を大幅に変革する意向を示していました。その結果、2008年3月28日に2008年の職場関係改正法(Transition forward with fairness: 公正な前進への移行)が施行されました。連邦政府は、2008年後半にはさらに実質的な改革を含むさらなる法案を公表すると見られており、2010年1月1日までの施行が予定されています。

雇用主は、連邦あるいは該当する州の法規のいずれの対象条項に含まれるかにより、主として連邦または州の労使関係制度のいずれかの対象となります。

WorkChoicesの導入以降、オーストラリアにおける従業員の大部分が、オーストラリアで取引活動または財務活動を営む企業(つまり憲法関連規定適用対象企業)によって雇用される連邦の制度の対象となっています。

州の法規では引き続き、憲法関連規定適用対象企業ではない雇用主(パートナーシップや個人事業主など)が規制されるほか、長期勤続休暇、職場の安全衛生、および労働者報酬など、従業員の雇用に関する特定分野に関して、すべての雇用主を対象範囲として行くこととなります。

連邦の制定法の枠組み

1996年職場関係法(連邦法)(以下「WR法」)は、その大部分が2006年3月27日に施行されたWorkChoicesによって実質的に改正されました。

WorkChoicesの要点は以下の通りです。

- オーストラリア公正給料委員会(以下「公正給料委員会」と呼ばれる新たな機関を設立しました(最低賃金の設定においてオーストラリア労使関係委員会(AIRC)に代わる機関)。
- 一般的に職場の協定の最長年数を3年から5年に延長するなど、労使関連の法的文書に関する規定の再編が行われました。
- さまざまな種類の団体および個人が登録する職場協定が確立され、そのような職場協定の内容、従業員への通知および提出の要件が設定されました。
- オーストラリア公正給料および条件基準(以下「基準」として知られる法定の新しい最低雇用条件が確立されました。ここでは、最低賃金、通常的最長労働時間、年次休暇、個人／介護人休暇、特別休暇、および育児休暇の権利などを含む従業員の最低限の権利が定められています。
- 年次休暇および個人／介護人休暇の精算に関する条件が制定されました。
- 従業員数が100名以下の企業は、法定の不当解雇の申立てから除外され、雇用主の関連団体企業を、従業員数の計算において1つの事業体としてみなすグループ化条項の対象となります。
- 解雇が真の業務上の理由によるものである場合、企業は不当解雇法から除外されます。
- 保護された争議行為を行う従業員および労働組合に関する規制が強化され、保護された争議行為を行う従業員に関する必須条件として、指名無記名投票が義務付けられました。
- 事業の譲渡があった場合の従業員に関する要件が課されました。

- 一制度から別の制度への雇用主および従業員の移行を支援するための複雑な移行に関しての経過措置が導入されました。

WorkChoices下課される経過措置は、それぞれの州の制度から連邦の制度へ移行しようとする憲法関連規定適用対象である雇用主に適用されます。これらの雇用主には、3年間の移行期間が認められます(2006年3月27日に開始)。

現在連邦の制度が適用されている憲法関連規定適用対象以外の雇用主で、連邦の対象範囲条項の中に含まれない雇用主には、連邦の制度からそれぞれの州の制度への移行期間として5年間で認められます。

州の制定法の枠組み

WorkChoicesの対象とならない雇用主は、引き続き個々の州の労使関係法規の対象となります。この法規としては、1996年労使関係法(ニューサウスウェールズ州法)や、従業員の雇用諸条件を規定するその他の州の適用法規が挙げられます。

労使関係に関する法的文書

オーストラリアの従業員の大部分の雇用条件は、労使裁定や職場協定として知られる労使関係に関する法的文書によって管理されています。

労使裁定は、AIRCやニューサウスウェールズ州の労使関係委員会といった州の労使裁定機関など、労使裁定機関によって作成される法的文書です。労使裁定は、法的拘束力のある文書です。通常は、賃金水準や退職手当など、雇用に関する特定の最低条件が規定されます。

WorkChoices導入前は、連邦の労使裁定は一般的に、当該裁定に掲載されている雇用主、裁定に対応する雇用主組合の組合員、または事業の移転を通じて裁定の対象となった雇用主のみを対象としていました。ビクトリア州の従業員に関しては、連邦の労使裁定の対象範囲を、連邦の労使裁定の条件でカバーされていた同州で就労する従業員全員にまで拡大することができました。

WorkChoicesの導入後は、WorkChoices導入直前に連邦の労使裁定の対象となっていた雇用主および従業員が引き続き対象となりました。WorkChoicesの導入時に労使裁定の対象となっていなかった雇用主、組織および従業員は、AIRCの命令がある場合を除き、労使裁定の対象にはなりません。AIRCは現在、労使裁定の合理化プロセスを進めており、その一環として、労使裁定の合理化プロセスの中で策定あるいは変更された裁定の対象者を判断していきます。

一方、州の労使裁定は通常、該当する州の管轄区における特定の産業または職業に従事するすべての従業員に適用されます。WorkChoicesの導入以降、移行に関しての経過措置の一環として、すべての州の労使関係に関する法的文書が、連邦の制度の対象である雇用主に適用される場合に限り、連邦の法的文書として見なされ、その規則の対象となっています。WorkChoices以前の州の労使裁定は、州の労使裁定保護に関する協定(Notional Agreements Preserving State Awards:NAPSA)として知られるようになり、WorkChoices以前の州の企業に関する合意は保護された州の協定(Preserved State Agreements:PSA)となります。これらの法的文書は、引き続きWR法の複雑な移行条項の対象として適用されます。

新たな連邦の職場協定は、雇用主と労働者のグループ間の協定(従業員団体協約)、あるいは雇用主と職場の従業員を代表する労働組合との協定(組合団体協約)、個人ベースの協定(オーストラリア職場協定(AWA))のいずれかとして、集合的に作成することができます。州の管轄区域で

は、個々の労使裁定機関が承認する企業の協定も存在しています。

連邦の制定法の枠組みに対する変更

労働党新政権による2008年の職場関係改正法(Transition forward with fairness:公正な前進への移行)(連邦法)における主な変更点は、以下の通りです。

- AWAの廃止 — 法案が法律として制定された時点で施行されているAWAは、WR法に従い、その期間が終了するまで運用を続けられるものとします。名目上の期日を経過したAWAは、90日間の通知により、両者によって終了されます。その後、従業員は、職場で適用される団体協約または労使裁定の対象となります。
- 新しいタイプの個人協定(個人暫定雇用協定(Individual Transitional Employment Agreements: ITEA)の締結。ITEAは、2007年12月1日時点でAWA、保護された個人に関する州の協定、個人に関するビクトリア州の雇用協定の下で従業員を雇用している雇用主にのみ適用されます。ITEAの名目上の期日は2009年12月31日までの間で設定するものとします。
- 名目上の期日後90日間の書面による通知によって団体協約を一方的に終了させる権利が廃止されます。代わりに、期限切れの団体協約の終了を希望する側は、AIRCに対して申請しなければなりません。AIRCは、協約の終了が公益に反しないと認められる場合に、その協約を終了させる権限を有します。
- WorkChoicesの改正前に締結された団体職場協定は、AIRCへの申請により最長3年間の延長または変更を行うことができます。ここでは、両者が真に合意している場合にのみ延長/変更が承認され、いずれ一方によって争議行為が実施される危険のある場合あるいは争議行為が組織される場合は、延長/変更は承認されません。
- 雇用主が新たな団体協約またはITEAの締結を希望する場合は、新たな「非不利益テスト」を満足しなければなりません。新たな団体協約により、最終的に、全体的な雇用条件が関連する労使裁定と比較して悪化することにならないようにしなければなりません。適用される団体協約および現在の基準と比較し、あるいは団体協約がない場合、現行の基準および関連する裁定と比較して、ITEAが従業員に不利益をもたらすものであってはなりません。新たなテストは、Workplace Authorityによって実行され、従業員雇用の全体的な条件が、適用される「参照法的文書」と比較して低下しないことを確認することが求められます。
- 既存の従業員に関するITEAおよび新たな団体協約は、Workplace Authorityの承認により運用が開始されます(非不利益テスト実施後)。
- AIRCに対し、最低賃金、雇用の種類(フルタイム、パートタイム、臨時雇用および交代制など)、労働時間に関する協定(就業時間など)、時間外手当、罰則規定賃金、年俸または給料の協定、休暇、休暇賦課金、および休暇取得時の協定および老齢退職年金といった法案の10の裁定の項目に関し、裁定の更新の実施が求められます。これらの裁定の項目は、今後導入される予定の10の国家雇用基準(NES)を補うこととなります。裁定の更新は、2009年12月31日に完了する予定です。
- NAPSAの運用が2009年12月31日まで延長されるほか(現行のNAPSAは2009年3月27日まで)、特定の状況において、PSAの運用が延長および変更できるようになります。

法案は、AWAを利用する雇用主、および団体職場協定またはITEAの締結を望む雇用主に重要な影響を与えることとなります。

法案の発表後、NESの公開草案が2008年2月14日に公表されました。NESには2010年1月1日に発効する最低限の法的雇用権利を盛り込むことが提案されています。NESは、裁定の更新の

プロセスで使用された10の裁定項目に追加されることが意図されています。NESは、事実上、基準に代わるものとなります。NESに盛り込まれる10項目は以下の通りです。

- 労働時間 — フルタイムの従業員の場合は週に38時間を基準とし、さらに妥当な追加時間が認められます。
- 子供のいる従業員、あるいは就学年齢未満の子供の世話をしなければならない従業員は、フレックスタイム労働の取り決めを要請する権利を有するものとします。雇用主は、妥当な業務上の理由がなくこれを拒否することはできません。
- 両親は、それぞれに12カ月間の無給休暇を別々にとる権利を有します。認められる休暇期間は最長で合計24カ月間となります。いずれか片方の親が最初の12カ月間の休暇を取った後にさらに12カ月の休暇を取ることを希望する場合は、雇用主にその旨を要請する必要があります。雇用主は妥当な業務上の理由がなくこれを拒否することはできません。
- 従業員は、規定された地域社会活動に参加するために欠勤する権利を有します(陪審員や緊急救援活動など)。
- NESは、現行の州ベースの永年勤続休暇法を国の法定基準に移行するものです。現行の永年勤続休暇の資格は、国としての統一された永年勤続休暇基準が実現するまで保護されません。
- 現在と同様に、ある雇用主の元での勤続年数に基づき、従業員に対する終了通知または通知の代替手段としての支払の最低期間が規定されます。ただし、新たな余剰人員の解雇における権利がNESに組み込まれることとなります。これは、15名以上の従業員(季節労働者および臨時労働者を除く)を雇用する雇用主に適用されます。これらの雇用主は、余剰人員の解雇を理由に解雇された従業員に対し、解雇手当を支払う義務を負うこととなります。解雇手当の支払金額は、連邦の最低基準を反映した金額を参照したものとなります。
- 雇用開始後、速やかに、新規従業員全員に対して公正労働情報声明書(以降「声明書」)を付与しなければなりません。声明書には、NES、更新された裁定、協定の策定、結社の自由および、連邦新政府の改革を管理するために設立された新機関であるFair Work Australiaの役割に関する情報が盛り込まれます。

行為の具体的な事由

不当解雇

オーストラリアでは、雇用主は従業員を解雇する場合、通常、以下のような関連法規に従わなければなりません。

- 解雇条項の最低限の通知を定めたWR法(従業員が重大な違法行為により有罪となっている場合を除く)
- 通知期間がWR法で指定されているよりも長い場合の雇用契約
- 適用される労使裁定または職場協定

WR法の下、一部の従業員には、不当解雇に関する救済を申し立てる法的権利が認められています(解雇が「厳しい、不当、あるいは不合理である」と見なされる場合)。これにはWR法に記載されている特定の条件および除外項目が適用されます。WR法における除外対象には、以下が含まれます。

- 解雇が「正当な業務上の理由」によるものである場合の、すべての雇用主

- 従業員数が100名以下の雇用主。この場合は、上述のグループ化条項が適用される

労使裁定に基づいて雇用されておらず、2007年7月1日に開始する1年間の年間報酬が10万1,300豪ドル(年次指数化)を超える従業員も、不当解雇の申し立てから除外されます。

AIRCが従業員が不当に解雇されたと判断した場合、AIRCは従業員の復職か従業員への補償を行うよう命令することができます。従業員が受け取ることのできる最高補償額は、裁定に基づく条件で雇用されている場合は給料の6カ月分か5万650豪ドル(随時指数化)のいずれか高額の方となります。

労働党新政権により、連邦の不当解雇法が大幅に改正されると見込まれています。これらの変更は、2010年1月1日より開始されると考えられています。本資料の発行時点では、労働党新政府が変更案を概説した草案または公開法案は発表されていません。

非合法的な解雇

WR法では、(不当解雇とは対照的に)非合法的に解雇されたと考える従業員のための救済策も定められています。従業員は、自らの雇用解雇が、労働組合への加入または労働組合活動への参加、病気または怪我による一時的な休職、人種、肌の色、性別、性的指向、年齢、心身の障害、配偶者の有無、扶養義務、妊娠、宗教、政治的意見、出身国または社会的出自など、非合法的な理由によるものだと考える場合、AIRCに申し立てを行うことができます。

類似の条項は、個々の州の制度が適用される雇用主にも適用されます。ただし、雇用の終了を取扱う連邦法規は、特定の点について州法とは大きく異なっているため、注意が必要です。

契約違反／不正解雇の申し立て

コモンローにおける契約違反など、解雇措置の事由は他にもあります。雇用契約がその条件に従わずに終了された場合、従業員に救済策が提供される場合があります。ただし、このような措置にはコストも時間もかかります。一般的に、これらは、シニアエグゼクティブ、マネージャーあるいは高給の従業員(金融サービス業の労働者など)に限られています。

差別／機会均等の申し立て

自らが差別を受けていると感じる従業員は、連邦、州または特別地域のそれぞれの差別関連法規の下、連邦人権機会均等委員会、またはそれぞれの従業員の州または特別地域の裁定機関(ニューサウスウェールズ州反差別委員会など)に申し立てを行うことができます。

関連規制の個別分野

休暇の権利

従業員には、連邦または州の法規、あるいは労使裁定や職場協定などの労使関係に関する法的文書に従い、さまざまな種類の休暇が認められています。従業員に認められているさまざまな種類の休暇には、年次休暇、個人休暇(病気、介護および忌引を含む)、永年勤続休暇および育児休暇などがあります。

退職者年金

退職者年金は、退職時にのみ利用できる一種の強制的貯蓄であり、年齢など、その他の制約の

対象となります。

1992年の退職者年金保証(管理)法(連邦法)では、オーストラリア全体に渡り、雇用主が従業員の平時の収入に基づき、従業員の退職者年金のための特定の拠出を行うことが事実上義務付けられています。違反すると、雇用主は適用される退職者年金基金への拠出額を超えて課税されることとなります。現在適用されている退職者年金掛金の割合は、従業員の平時の収入の9%であり、年金保証最大拠出金算定基準が適用されています(現在は四半期あたり3万6,470豪ドル)。一般的に従業員には、退職者年金基金かどの退職貯蓄口座で退職者年金保証拠出金を受け取るか選ぶ権利が認められています。

退職者年金の税務上の扱いが2007年7月1日より大幅に変更されました。これには、60歳以上の人を対象とした非課税対象の給付金、退職者年金に対する優遇措置対象および優遇措置対象外拠出資の制限、退職者年金基金に対する納税申告番号の提出、および雇用契約終了時の支払一時金の退職者年金への繰込みの禁止などが含まれており、特定の移行措置の対象となっています。

労働安全衛生

オーストラリアの労働安全衛生法規は、一般的に州および特別地域に基づいています。オーストラリア国内の民間部門の雇用に適用される連邦の労働安全衛生法はありません。

各州および特別地域の労働安全衛生法規では、従業員および職場に立ち入るその他の人々に関し、雇用主に重大な義務が課されています。これらの義務には、以下の項目の提供が含まれます。

- 安全な施設、機器類および物質
- 安全な作業システム
- 適切な情報、研修、指示および監督
- 適切な職場環境および施設

さらに、雇用主には、安全衛生のリスクを評価し管理するシステム、安全衛生の問題に関して従業員と相談するための制度および適切な文書管理や記録を実行し、維持する義務があります。

これらの義務を遵守できなければ、訴訟および重大な罰則の対象となる恐れがあります。違反に対する罰則は、雇用主、および雇用主の取締役および管理責任者に課される場合があります。

義務は雇用主だけに限定されません。建物の占有者、メーカー、工場のサプライヤー、従業員、自営業者および国家も、職場の安全衛生法規の下で別個の具体的な義務を負っています。

具体的な法的義務は、雇用主またはその他の人物あるいは事業体が所在する州または特別地域によって異なります。

労働者の補償

すべてのオーストラリアの従業員(海外を拠点とする特定のオーストラリア人従業員およびオーストラリアを拠点とする海外の従業員を含む)は、労働者の補償に関する法規の対象となっています。

各州および特別地域が労働者の補償に関する法規を施行しており、これによって雇用主には、以

下のような重大な義務が課されています。

- 必要な保険の適用
- 該当する当局に対する労災による怪我および疾病の報告
- 継続的な雇用主の責任
- 怪我をした従業員に対する労災補償の支払
- 怪我をした従業員の職場復帰の支援
- リハビリテーションの方針およびプログラムの確立

プライバシーおよび監視に関する法律

1998年のプライバシー法(連邦法)により、個人データに関連するさまざまな要件を定める国家プライバシー原則(NPP)が確立されています。ただし、NPPは、「従業員記録」には適用されません。従業員記録とは、過去または現在の雇用関係に関する個人情報(記録)であり、医療情報が含まれる場合もあります。従業員記録に関する免除の適用については、雇用主による従業員記録の利用が雇用関係に直接関連するものでなければならないなど、さまざまな条件を満たす必要があります。免除は、下請業者または不採用となった求職者には適用されません。

職場のプライバシーまたは監視を取扱う包括的な連邦法はありませんが、いくつかの州の法規は存在します。2005年ニューサウスウェールズ州職場監視法では、特定の通知およびその他の要件が満たされる場合を除き、あらゆる形態の監視カメラ、コンピューターの監視および業務上の追跡監視が禁止されています。さらに、ニューサウスウェールズ州の職場では、電子メールおよびインターネットアクセスの防止にも制約があります(特に労働組合のウェブサイトからの電子メールに関するもの)。

差別

特定の分野における直接的あるいは間接的差別を禁止するものとして、さまざまな連邦、州および特別地域の制定法があります。該当する連邦法規としては、以下のようなものが挙げられます。

- 1975年人種差別禁止法(連邦法)
- 1984年性差別禁止法(連邦法)
- 障害者差別禁止法(連邦法)
- 1986年人権および機会均等委員会法(連邦法)
- 2004年年齢差別禁止法(連邦法)

各州および特別地域も、反差別および機会均等に関する包括的な法規を設けています。

直接的および間接的差別とは、以下のように定義することができます。

- 直接的差別とは、年齢、人種、肌の色、家系、国家または民族的出自、移民の在留資格、性別、配偶者の有無、妊娠または妊娠の可能性、家族の扶養義務、障害などの特定の属性、またはこれらの属性を有すると認識された人物との関係(親戚あるいはその他)により、ある人物が他の人物よりも不利に扱われることを指します。
- 間接的差別とは、すべての従業員に対して平等な基準、条件または慣行を適用しているものの、最終的には、上述のよう特定の属性を持つグループに対して公平さを欠く結果になってお

り、それが妥当ではない場合を指します。

差別および機会均等の法規は、職業の選択および従業員候補者の募集、職場で研修を受ける従業員および提供される研修の種類、雇用の条件、給料、どの従業員が異動、昇進、リストラおよび雇用の打ち切りの検討および選定の対象となるかなど、雇用関係のすべての段階に影響を及ぼします。

差別禁止法は、雇用関係にのみ適用されるのではなく、物品やサービス、教育、宿泊施設、クラブ・協会および退職者年金の提供といった分野にも適用されます。

すべての差別禁止法は、申立てに基づいています。申請者は、管理当局に申立てを行うことができます。管理当局は、審理を開始し、一審で調停を行うことが求められます。意見の相違が続く場合は、裁定機関または裁判所がヒアリングを行い、問題点を判断し、雇用主に対する罰則の適用、申請者に補償金を付与するといった裁定を下す場合があります。このような申立てにより、雇用主に対し多額の補償金が課されてきました。

上述した差別禁止および機会均等に関する法規に加え、1999年の職場における女性の機会均等法(連邦法)では、すべての高等教育機関および従業員数が100名以上の雇用主(公的部門の雇用主を除く)に対し、職場における女性の機会均等に影響すると雇用主が判断した問題に対処するための職場プログラムを作成・実施するとともに、職場における女性の機会均等局(Equal Opportunity for Women in the Workplace Agency: EOWA)へその職場プログラムに関する年次報告を提出するよう義務付けています。連邦政府は、EOWAへの報告は、今後ほとんどの雇用主を対象として、半年ごとに行うものとするを発表しました。しかし、本資料の発行時には、報告は依然として1年に1度となっています。

知的財産

知的財産 — はじめに

オーストラリアの法律では、商標、著作権、特許および意匠などの知的財産が保護されています。コモンローでは、その他のものとして「偽装」された物品またはサービスに関する救済策があり、1974年取引慣行法(連邦法)では、不当もしくは虚偽の会社の行為、または不当もしくは虚偽の可能性が高い会社の行為について救済策が提供されています。オーストラリアのコモンローでは、特定の状況における機密情報および企業秘密も保護されます。

商標

1995年商標法(連邦法)は、特定の物品またはサービスを他者の物品またはサービスと区別することができる商標登録について規定しています。商標の最初の登録期間は10年です。登録期間は、更新手数料を支払うことによりさらに10年延長することができます。

商標の登録により、所有者は、登録の対象範囲である物品またはサービスに関連する商標を独占的に使用する権利、および商標の侵害に対して措置を講じる権利が与えられます。

所有者が商標に付随する権利を行使するためには、商標の登録は必ずしも不可欠ではありません。ただし、商標登録があれば、所有者はより簡単に権利を行使することができます。オーストラリアにおける商標の登録申請は、商標の使用または商標の使用の意図のいずれかに基づいて行うことができます。後者の場合、必ずしも登録日までに実際の使用に至ってなくても構いません。

オーストラリアは、工業所有権の保護に関するパリ条約を批准しています。したがって、他の条約締結国における最初の商標登録申請を、オーストラリアにおける同一の申請の根拠として、最初の申請国における申請日の優先権を主張することができます。ただしこれは、他国での申請から6カ月以内にオーストラリアでの申請を行う場合に限りです。

著作権

オーストラリアにおける著作権は、1968年著作権法(連邦法)(以下「著作権法」)で保護されています。オーストラリアでは、著作権に関する登録制度がありません。著作権保護は、オリジナルの文学、芸術、音楽および演劇の作品に関して認められます。著作権は、作者の存命中およびその後70年間存続します。著作権法の解釈における「作品」には、芸術性や文学的品質は一切求められず、それがオリジナルであるということだけで十分となります。

作品の保護の他に、著作権法では、写真、録音、映画フィルムおよび実演者の権利など、他の形態の著作権も認められています。

オーストラリアは、文学的および美術的著作物の保護に関するベルヌ条約の批准国です。したがって、オーストラリアでは、オーストラリア国民による著作権申請が認められるのと同様に、ベルヌ条約に批准している他国で作成された作品にも同等の保護が与えられることとなります。

オーストラリアの著作権法では、著作者人格権、電子著作権管理情報(ERM)などのデジタル著作権、および技術的保護策も認められています。コンピュータープログラムは、通常、言語的作品として保護されています。

オーストラリアの著作権法では、雇用期間中に従業員が作成した作品の所有権は雇用主にあり、独立した請負業者によって作られた著作権の保有者はその請負業者であるとみなされます。

特許

オーストラリアでは、1990年特許法(連邦法)の下で特許が認められており、申請が認められた申請者に対して、20年間、特許取得済みの発明を活用したり、他者に対してその特許取得済みの発明の活用を認めたりする独占的権利が与えられます。

通常、先行技術と比較した際に、当該の発明に新規性、進歩性および有益性があり、これまで秘密裏に利用されていなかった場合、特許が認められることとなります。

オーストラリアは、2001年7月に実用新案に替えてイノベーション特許を導入しました。イノベーション特許は、申請者が申請書の記載事項のチェックをパスした場合に認められます。イノベーション特許に求められる基準は、発明特許に求められるものよりもはるかに低いと考えられますが、裁判所による実際の基準はまだ確立されていません。イノベーション特許は、審査なしで認められます。ただし登録者は、イノベーション特許の侵害に対して措置を講じたい場合には、審査を要求しなければなりません。

オーストラリアは、特許の国際登録に関する特許協力条約に参加しています。

意匠

登録意匠は、物品の外観について認められるものです。意匠登録は、最長10年まで延長することができます。意匠が2004年6月17日以前に登録されたものである場合、登録者は1904年旧意匠法(連邦法)か2003年新意匠法(連邦法)のいずれを適用するかを選ぶことができます。

2003年の意匠法(連邦法)では、意匠登録に求められる独自性の水準が引き上げられています。新基準では2段階のテストが行われます。意匠が新しく、独自性があるものでない限り、意匠登録は認められません。

ドメイン名

「.au」ドメインは、「.com.au」、「.edu.au」および「.org.au」などの多くのセカンドレベルドメインに分かれています。

ドメイン名の登録は、登録者がドメイン名を保有することを意味します。ドメイン名の最初の登録期間は2年です。登録期間は、さらなる登録手数料を支払うことによりさらに2年延長することができます。

機密情報

オーストラリアのコモンローの下、情報が他者に極秘で伝達される場合、または両者が特別の信任関係にある場合、コモンローにより、当該情報の受け手が開示側の同意なしに活用または開示しないという義務を暗示している場合があります。

契約合意を結ぶ関係者が、個別の機密保持契約または証書を交わすか、契約目的で開示されるすべての情報の機密を維持するという点を契約の条件に盛り込むことは、多くの場合、賢明であると言えます。これらの機密保持義務には、情報が特に公開されている場合、あるいは法律による開示が求められる場合など、一般的な例外事項があります。

個人情報利用、開示および保管に関しては、オーストラリアのプライバシー法に基づく法定規則

も存在します。

消費者保護法

取引慣行法

1974年取引慣行法(連邦法)(以下「取引慣行法」)は、以下に関しての法律です。

- 以下に該当する消費者のための多数の権利および救済策
 - 欠陥のある物品またはサービスを購入した消費者
 - そのような物品またはサービスの品質について誤解させられた消費者
- 消費者が企業に不当に利用されない為の保護

取引慣行法では、企業が取引または商行為の中で、以下の行動に関与することを禁じています。

- 不当もしくは虚偽の行為。または不当もしくは虚偽の可能性が高い行為。取引慣行法では、企業が取引または商行為において、物品またはサービスの供給に関連して行った場合に違反となる虚偽表示または不当表示の具体的な種類も特定されています。
- あらゆる状況において、良心的でない行為。裁判所は、行為が良心的でないかを判断する上で、関係者の相対的交渉優位性など、多数の要素を考慮すると考えられます。

さらに取引慣行法下、消費者に対する物品およびサービスの供給に関して多くの条件および保証が暗示的に契約の中に盛り込まれていることとなります(定義どおり)。保証には、以下の項目が含まれます。

- サプライヤーが販売する物品に対して適切な所有権を有していること
- 物品がサプライヤーの提供する物品の説明に適合していること
- 物品の品質が商品として適切であること
- 物品およびサービスが、消費者がサプライヤーに(暗示的または明示的に)伝えた用途に合理的に適していること
- サンプルによる物品の販売に関連し、物品がサンプルに即したものであること

これらの保証に対する除外、制限または修正はすべて無効となります。ただし、供給された物品またはサービスが通常、個人または家庭での使用または消費目的で入手されたものでない場合、取引慣行法で定められる方法でサプライヤーに対する法的責任が限定される可能性があります。

場合によっては、サプライヤーおよび消費者が欠陥品のメーカーおよび輸入業者に対して賠償請求を求めることもあります。

取引慣行法では、製品のサプライヤーが準拠すべき特定の業界基準ならびに製品の安全性および情報に関する基準も定められています。政府も、国民への警告および安全性の低い製品のリコールなど、安全性の低い製品から国民を守るための一定の権限を有します。

取引慣行法に基づき開始される行為に関しては、行為の理由によって異なる制限期間が適用されます。

1980年4月10日にオーストリアのウィーンで採択された国際物品売買契約に関する国連条約は、取引慣行法のあらゆる規定で暗示される条件および保証に関し、すべての州の法規および取引慣行法の規定よりも優先されます。

反トラストおよび競争法

取引慣行法では、オーストラリアにおける反競争的行為が規制および禁止されているほか、市場支配力の乱用も禁止されています。取引慣行を制限する規定に違反した場合は、会社に対しては最高1,000万豪ドル、違反による利益の3倍またはオーストラリアにおける会社の売上の10%のいずれか高い額を上限とする罰金が、個人に対しては1回の違反につき最高50万豪ドルの罰金、あるいは取締役の資格剥奪や最長5年の懲役刑といった制裁措置などの罰則が適用されます。

取引慣行法は、オーストラリア消費者競争委員会(ACCC)によって規制されています。この委員会は、取引慣行法違反の可能性の調査に当たり、情報、文書および証拠を入手するための幅広い権限を有する政府機関です。

一部の慣行は、取引慣行法の下で厳密に禁止されています。禁止されている慣行は以下の通りです。

- 競合企業間での価格固定あるいは市場共有に関する調整
- 再販価格の維持
- 第三者強制(第三者の物品またはサービスの取得を条件として物品またはサービスの供給を行うこと)

企業が、価格固定または独占的供給がジョイントベンチャーのためであり、関連市場における競争を大幅に損なう影響がないということを証明できる場合は、価格固定および独占的供給(ボイコット)に関してジョイントベンチャー参加企業に防衛策が認められます。

第三者強制に関しては、ある物品またはサービスを他社からも購入することを条件に、企業は物品またはサービスを提供することが認められています。ただし、その購入する物品またはサービスの販売元であるもう一方の企業が、最初のサプライヤーの関連法人である場合に限りです。

その他にも、関連市場における競争を大幅に損なう影響がある(あるいは場合によってはそれを目的としている)場合にのみ、取引慣行法に基づき禁止される慣行があります。該当する慣行には、以下のものが含まれます。

- 他の製品またはサービスが別の人物または特定の場所から入手または供給されないことを条件とした、物品またはサービスの供給または取得
- 株式または資産の取得

一般的に、競争を大幅に損なうことを目的とする、あるいは競争を著しく低下させる効果を有する契約、協定または合意も禁止されています。

ACCCへの通知または認可手続きを行うことで、取引慣行法における取引慣行の制限規定に抵触する恐れのある行為が、特定の状況において許可される可能性もあります。

オーストラリアの環境法

連邦の制度

オーストラリア憲法は、環境および関連する計画について規制する別個の権限を連邦に認めていますが、このような問題に関する責任の大部分は州にあります。

連邦では、従来、絶滅危惧種および渡り性生物種、世界遺産、ラムサール湿地、核への対処ならびに海洋環境といった国際条約で取り上げられる特定された項目に関してのテーマの一部または全部をその管理下に置いて来ました。しかし、連邦の役割は、主に州との協力協定や、オーストラリア憲法上の権限を適用することで、次第に拡大しています。たとえば、水資源に関しては、州間での水の分配の調整、水の効率性およびリサイクルに関する基準の設定、および水インフラの改善に対する連邦資金の割当を行う新たな法制度が整備されました。

連邦と州との協力により、電力および天然ガスの州を跨る市場に関する全国的な協定が導入されたほか、梱包材のライフサイクル管理に関する共通の自主基準が策定されました(全国梱包材協定(National Packaging Covenant))。

気候変動の分野では、連邦は低炭素排出技術の研究開発に資金提供を行っているほか、大規模な排出業者に関する温室効果ガス排出量報告手続きの統合を目的として2007年連邦温暖化エネルギー報告法(連邦法)(National Greenhouse and Energy Reporting Act 2007、以下「NGER法」)を導入しました。NGER法に付随する規制が2008年半ばに公表されることになっています。

連邦は、電力の小売業者に対し、十分な再生可能エネルギー証書を購入するよう義務付けるとともに、企業に対してはエネルギー効率向上のための対策に関する報告を求める法律を定めています。

連邦レベルでの対策に加え、各州政府も環境を基準としたイニシアチブを実行してきました。たとえば、ニューサウスウェールズ州では、2003年に主に電力分野を対象に強制力のある温室効果ガス排出権取引制度が導入されました。オーストラリアの州の多くが、必須の再生可能エネルギー目標を導入しています。これは、エネルギーサプライヤーに対し、一定水準の電力を再生可能な資源から調達することを義務付けるものです。

2007年12月3日に、オーストラリアのケビン・ラッド首相は京都議定書の批准書に署名しました。京都議定書の批准により、オーストラリアは、2012年までに排出水準を1990年の108%とするという京都議定書の排出目標の達成に取り組むことになりました。また、2050年までに温室効果ガスの排出量を2000年の水準から60%削減するという目標も定められました。

州および特別地域の制度

州および特別地域は、以下の項目の規制および管理に関する大部分の責任を負っています。

- 公害
- 土壌汚染
- 天然資源
- 文化遺産
- 土地の利用および開発

法的要件は、州および特別地域の管轄地区によって大幅に異なる可能性があります。

ほとんどの産業排出物の大気中、水中および地中への排出は、ライセンス制度によって規制されている場合を除き、禁止されています。

騒音および有害な化学薬品の輸送、保管および利用は規制により管理されています。

州当局は、汚染された土地の調査および改善を指示することができます。

公害および汚染の違反行為があった場合、会社(場合によっては持株会社も対象となる)、取締役、従業員および請負業者に対し、厳しい刑事罰および民事罰が課される可能性があります。通常、法的責任は違反の原因となった関係者に帰しますが、特定の違反行為に関しては、過失が証明されなくても、土地所有者も有罪となる場合があります。

各州には国立公園の制度があり、生物多様性に優れた公有地が保護されています。

私有地では、ほとんどの在来の動物相および在来の植生の破壊が禁止されています。特定の農業活動のための植生の除去は例外として認められますが、州ごとに、また土地の保護価値によっても異なります。

許可なく先住民の遺跡を乱すことは禁止されています。州の法規では、文化的価値の高いヨーロッパ移民の遺跡を乱すことも規制されています。

分譲地、農村部、商業、産業、観光および住宅開発、建築および廃棄物処理に関する規制は通常、選挙で選出され、州の法規に従って設立された地方自治体の責任となります。たいていの場合、州政府が頻繁に、エネルギー、水、鉱業、道路および鉄道プロジェクトなど、大規模な民間および公共のインフラ開発を規制により管理しています。

インフラの管理と所有権

連邦政府は、国内のハイウェイに一部の資金を提供していますが、道路網の規制、整備および開発の主な責任は州および地方自治体にあります。一部の州都には、民間が保有あるいは運営する有料道路もあります。

ほとんどのオーストラリアの鉄道網は州政府が所有しています。また、連邦または民間企業が所有する路線もあります。

各州の海洋都市にある港湾施設は州によって規制されています。

空港は、連邦法の管理下にあり、主に民間企業によって運営されています。

州は、主に水資源およびダム、パイプラインおよび運河などのインフラ構築の規制に責任を負っていますが、連邦は、マーレーダーリング流域において重要な役割を担っています。河川および帯水層からの取水には、通常、ライセンスが必要です。

都市部の上下水道インフラは、州の法規によって規制されており、そのほとんどが州政府の所有です。この部門(特に水処理)に対する民間投資が増加しています。

電力およびガスの生成および分配については、州と民間企業が共同で所有、管理しています。この分野の規制は、連邦と州の共同機関の下に統合されつつあります。

PricewaterhouseCoopers Legal について

PricewaterhouseCoopers Legal — はじめに

PricewaterhouseCoopers Legalは、オーストラリアの一部の州において規制を受けた、Multi-Disciplinary Partnership（多分野において業務の提供を行う）パートナーシップである、PricewaterhouseCoopers Australia Partnershipの一事業名です。

PricewaterhouseCoopers Legalは、競争が激化する企業環境の中で、クライアントのニーズに直接応えて開発された法務サービスコンサルティングの提供に新たなアプローチを提案いたします。私どもは、現代の企業が必要とするサービスの提供に専念し、特に、国際的なクライアントのニーズに応える上で有利な立場にあり、現地または国境を越えた税務および法務に関する支援を行っております。

オーストラリアにおける他の専門サービス提供会社と私どもとの違いは、多くの専門分野にまたがる私どものアプローチと、PricewaterhouseCoopers Legalを含むPricewaterhouseCoopers内の実務グループとともにクライアントへの専門的サービスの提供に取り組むことにあります。この差別化されたサービスの提供という意味において私どもでは、クライアントのさまざまな業務上の問題に関して独自の見解を示し、クライアントとその事業のために何が適切であるかという観点から法務上のアドバイスの提供が可能となります。PricewaterhouseCoopers Legalチームは、PricewaterhouseCoopersと協力し、いかなる複雑なクライアントの業務上の課題に対しても、包括的な助言や解決策を提供いたします。

シドニーとメルボルンに事務所を構え、私どもはオーストラリアおよびアジア太平洋地域全体に法務サービスを提供出来る戦略的優位性を有しています。

クライアントとの協力

私どもでは、ベストプラクティスの法務ソリューションは、幅広いビジネスの関係の中で開発されると考えております。私どもの弁護士は、ビジネスに精通し、クライアントと協力してクライアントの商業上の目的についての理解を深め、商業的観点でのアドバイスを行っております。また、専門家によるチームを結成し、信頼できるビジネスアドバイザーとしてクライアントとともに業務を進め、また最初から最後まで、取引の構築、提案および管理を遂行しています。私どもの究極の目的は、クライアントの業務改革と価値の向上を支援することにあります。

私どものクライアントは、金融サービス、情報技術、電気通信、エンターテインメント、エネルギー、鉱業ならびに消費財および産業財など、あらゆる業界に属しています。私どもは、すべてのクライアントに、業務上の要件に合わせた、業界に焦点を当てた法務ソリューションを提供いたしております。

クライアントとの関係の管理

クライアントとの関係は、クライアントリレーションパートナー(Client Relationship Partner)を通じて管理されています。このパートナーは、地域レベルおよび国際レベルでクライアントのニーズに応えるために、質の高い商業上の法務ソリューションを確実に提供することに、責任を負っています。クライアントリレーションパートナーは、クライアントやクライアントの業界に関する豊富な知識を有する弁護士チームによってサポートされています。私どもとクライアントとの関係は、信頼、コミュニケーションおよび専門的なクライアントサービスをそのベースとしています。

グローバルな税務および法務サービス

私どもは、クライアントの複雑な業務上の課題のニーズに応えるため、個々の業務に合わせたアドバイスを行っております。

法務サービスは、以下の分野で提供されています。

- 企業および商業活動
- 商業および規制に関する訴訟
- 雇用法
- 環境および気候変動関連サービス
- 不動産
- 税務に関する争議

企業および商業活動

「企業および商業活動」グループでは、商業を中心にした専門家による法務アドバイスおよびサービスを提供させて頂いており、さまざまな業界および部門の公開企業および非公開企業、非営利団体ならびに高額所得の個人といったクライアントにご利用いただいております。私どものグループでは結果を重視しており、私どもの実利かつ商業的アプローチと一貫したプロフェッショナルリズムはクライアントからの高い評価を得ている次第です。私どもの目標は、クライアントのニーズや期待を上回る質の高い法務サービスを提供することにあります。企業および商業活動グループの専門分野は以下の通りです。

- 買収、投資整理および合併
- グループ再編
- プライベートエクイティ
- ジョイントベンチャー、パートナーシップおよび共同所有構造(設立および再編)
- 債券／株式による資金調達
- コーポレートガバナンス
- 会社法および規制に関するアドバイス

商業および規制に関する訴訟

「商業および規制に関する訴訟」グループは、大規模および中規模の企業、政府および公的当局に対してアドバイスを行い、代理人を務めています。グループの目的は、以下の分野において、クライアントに実利的で徹底的かつコスト効率に優れたタイムリーな争議の解決および訴訟サービスを提供することにあります。

- 契約紛争
- 取引慣行法の違反の可能性の特定およびオーストラリア競争消費者委員会(ACCC)との連携を含む取引慣行のコンプライアンスならびに取引慣行争議
- 規制当局からの承認の取得、罰則および告発に関するクライアントへのアドバイスおよび代理、規制当局による調査時のクライアント支援、およびライセンス供与に関するクライアントへのアドバイスなどを含む規制に関する問題

- 支払不能および破産手続き
- 知的財産および商標に関する争議
- 調停や仲裁など、代替的な争議の解決

雇用

「雇用法」グループは、さまざまな業界の民間部門のクライアント、政府機関および公的当局に対して、雇用および労働法のあらゆる分野に関する法的および戦略的アドバイスを提供しています。私どもの目的は、クライアントが雇用関係のあらゆる段階を効率的に管理し、法的要件に準拠するのに役立つ、個々に合わせた解決策を提供することにあります。「雇用法」グループは、雇用問題、職場の再編および戦略の管理、ならびに労使紛争発生時の対処について支援を提供しています。グループは、最高のプロフェッショナリズムを持って慎重を期すべき事項に対処しているという点で、高く評価されている次第です。私どもの統合されたビジネスソリューションは、私どもがPricewaterhouseCoopers内の専門的な人材コンサルタントグループと協力し、クライアントの人的資源関連の課題に対して総合的なソリューションの提供が可能であることを意味しています。

環境

「環境法」グループは、官民のクライアントに業界を重視した環境および開発法サービスを提供しています。私どものスタッフは、クライアントとそのステークホルダーのために協力して各自の意見、経験および解決策を結合し、社会的な信頼の構築と価値の向上に努めています。私どもの経験をベースとした事業価値には、計画および環境法のあらゆる分野における以下の項目が含まれます。

- 環境保護ならびに汚染された土地の改善および回復などの公害管理
- 廃棄物管理、資源回復および環境配慮製品
- 土地利用および土地利用の変更、環境計画および影響アセスメント
- 土地管理および自然遺産および文化遺産を含むインフラ計画および建物開発
- 生物多様性、水および塩分などの天然資源管理
- 環境報告のツール開発を含む企業の環境ガバナンス、法的コンプライアンスおよび環境リスク管理システム
- 気候変動緩和対策
- 再生可能エネルギー
- 環境市場の創出と導入
- 生態系的に持続可能な開発という法的概念の適用

「環境法」グループの目的は、クライアントの商業的ニーズを考慮した効率的な法務サービスおよび質の高い環境ソリューションを提供することにあります。私どもは、環境問題に対する標準的な法的対策を越えた革新的な商業的ソリューションを提供し、環境マネジメントのベストプラクティスにおいて競争上のメリットを得ることを目的に、環境に対する積極的なアプローチを展開していくようクライアントに提案させていただいています。

不動産

「不動産」グループは、投資家、デベロッパー、政府機関および行政機関に対し、不動産の取得および処分、不動産の構造、抵当証券、不動産開発、所有権構造、土地利用および不動産管理のあらゆる側面における法的アドバイスおよび取引サービスを提供しています。ここでは、住宅、商業用、工業用および大規模な公的および民間の建物ならびにインフラプロジェクトを含む不動産全体が対象となります。私どもの目的は、短期間における大量の物件のリースおよび販売計画から、複雑な多目的の開発物件の取得、開発、所有および処分まで、クライアントに影響を及ぼす不動産法の問題に対して効率的かつ革新的な解決策を提供することにあります。

税務に関する争議

「税務に関する争議」グループは、税法に関する戦略的な法務アドバイスなど、税務調査、税訴訟および税法に関連するクライアントのニーズに応えることに重点を置いています。私どものクライアントは、主に大規模な国内および国際企業、ならびに高額所得の個人が中心であり、すべての連邦税および州税、ならびに関税に対応しています。オーストラリア税務当局(ATO)、オーストラリア政府の事務弁護士および民間部門の経験者がPricewaterhouseCoopers内のスタッフと連携するという独自のグループ構成に基づき、クライアントがコーポレートガバナンスの枠組みの中で問題を解決し、歳入当局との関係および税リスクを管理していくために最善の成果を上げるよう支援業務を提供しています。

PricewaterhouseCoopers Legalは、オーストラリアでの事業運営あるいはオーストラリアとの取引に関するあらゆる面において、支援提供に必要なスキルと経験を有しています。

www.pwc.com/au

© 2008 PricewaterhouseCoopers Australia. All rights reserved. 「PricewaterhouseCoopers」は、PricewaterhouseCoopers Australiaを指します。あるいは、内容によって、PricewaterhouseCoopersのグローバルネットワークまたはネットワークのその他のメンバーファームのことを指します。メンバーファームは、それぞれ別個の独立した法人です。

PricewaterhouseCoopers (www.pwc.com) は、業界に的を絞った監査、税務およびアドバイザリーサービスを提供し、クライアントとそのステークホルダーのために社会的な信頼の構築と価値の向上に努めます。ネットワーク全体で150カ国146,000人のスタッフが、意見、経験およびソリューションを共有し、斬新な見解と実質的なアドバイスを展開しています。

免責条項: このガイドブックは、オーストラリアにおける現行の規制および法律に関する事項の一般的なガイドです。実際に行動を起こしたり、ガイドブックに記載されている項目に依存する前に、必ず専門家のアドバイスをお受けください。このガイドブック中の資料はアドバイスではありませんので、あくまでも一般的なガイドとしてのみご利用ください。

最終更新: 2008年2月